



世田谷区基本計画

平成17(2005)年度～平成26(2014)年度

**いつまでも住み続けたい
『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』**

世田谷区 基本計画



いつまでも住み続けたい

『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』

日本を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、従来の社会の仕組みも改革を余儀なくされる中、私たちの暮らしも大きく様変わりしております。

世田谷区でも、急激な少子・高齢化や犯罪の増加などを背景に、日常生活のあらゆる分野で安全安心の徹底が求められるなど、従来の行政手法では対応が難しい課題が多くなってきております。

このような時代においても、区民が豊かさやゆとりを実感でき、夢や希望を持てる魅力あるまちを創るためには、区民と行政が、幅広く知恵と力を合わせ、従来の枠にとらわれない新たな発想で地域の課題を解決していく必要があります。

このため、区は、区民のさまざまな要望に的確に応えられる身近な政府として、これまでの行政の制度や仕組みにとらわれず、やるべきことに思い切って取り組む決意のもと、この基本計画を策定いたしました。

「いつまでも住み続けたい『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』という、区民の皆様と一緒に目指すべき10年間の目標ができました。あとは実行です。

社会状況が刻々と変化を遂げている今、区政の舵取りを確実な方向に導いていくため、全身全霊で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました区民の皆様をはじめ、基本計画審議会委員、区議会議員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成17年3月

世田谷区長 のり ゆき
熊本 哲之

目次

1

第1章

計画の趣旨 9

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の意義

- ①計画の位置づけ ③計画の特徴
- ②計画の構成 ④計画の期間

2

第2章

計画の考え方 15

第1節 基本的考え方

- ①区民主体のまちづくり
- ②協働の推進
- ③新たな時代にふさわしい自治体経営の推進

第2節 世田谷区の状況

- ①人口 ④公共施設
- ②都市としての性格 ⑤財政状況
- ③地域での活動主体 ⑥地方分権

3

第3章

将来目標 31

第1節 将来目標

- ①安全で安心なまち ④世田谷の文化を育み、未来が輝くまち
- ②魅力的で活力あふれるまち ⑤区民が創るまち
- ③健康でやすらぎのあるまち

第2節 都市構想図

4

第4章

主要テーマの展開 37

安全で安心なまち

- ①地域社会の安全の確保
- ②安全に移動できる都市基盤と区民生活を支える公共交通の整備
- ③区民生活の安心の実現

魅力的で活力あふれるまち

- ①にぎわいのあるまちづくり
- ②世田谷だからできる魅力ある産業の振興

5

第5章 重点的取り組み - リーディングプロジェクト - … 85

健康でやすらぎのあるまち

- ①水と緑が豊かで美しいまちなみのある世田谷づくり
- ②快適な環境で持続可能な地域社会の実現
- ③健康づくり・疾病予防の推進

世田谷の文化を育み、未来が輝くまち

- ①次代を担う人づくり
- ②安心して子どもを育てられる環境づくり
- ③世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり

区民が創るまち

- ①協働のまちづくり
- ②男女共同参画推進のまちづくり

- Project 1 身近で便利 交流促進プロジェクト
- Project 2 次代を担う世田谷っ子プロジェクト
- Project 3 いつまでも生きがいを 生涯現役プロジェクト
- Project 4 区民が創る良好な環境プロジェクト
- Project 5 世田谷の魅力倍増プロジェクト

6

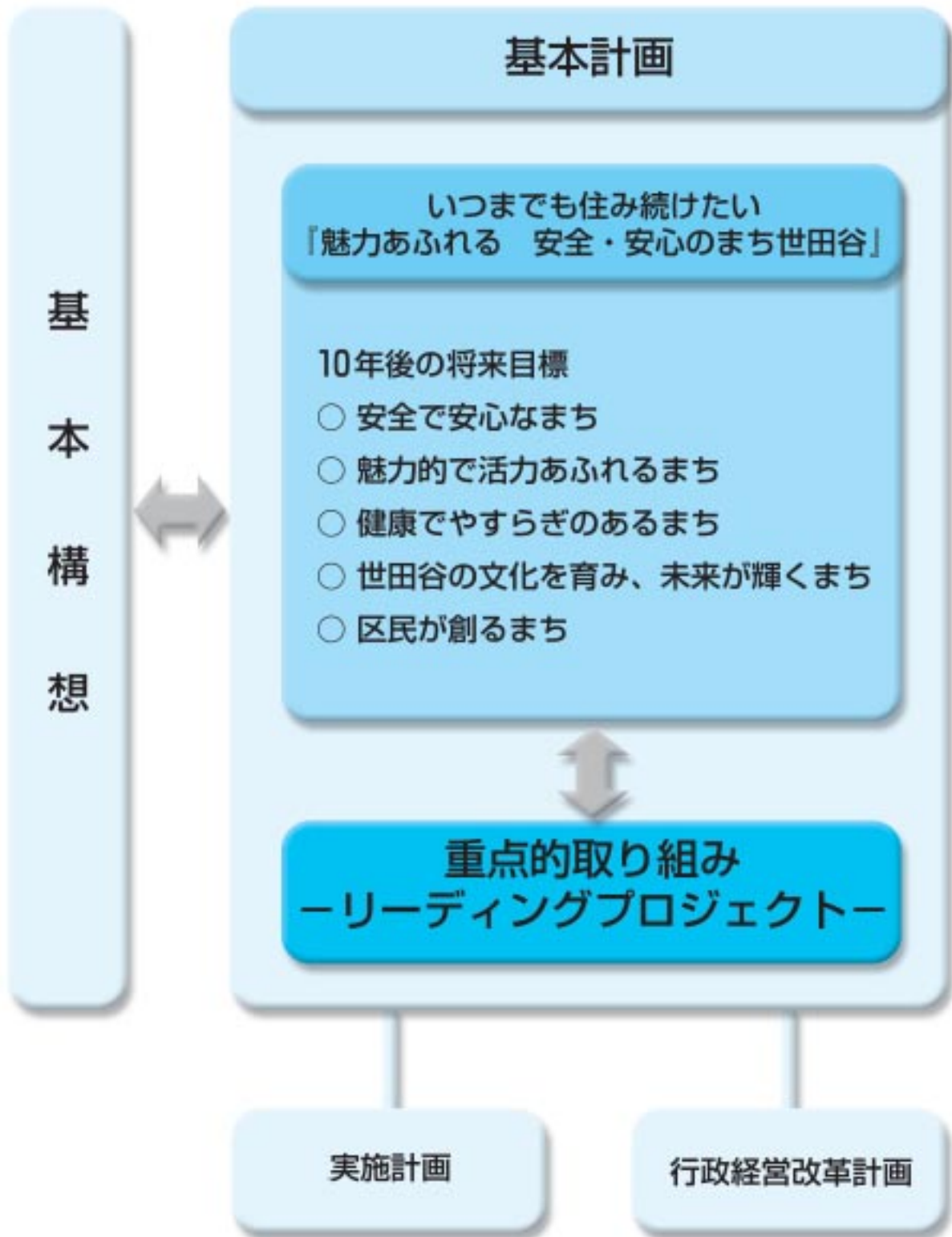
第6章 計画の推進に向けて …… 93

- ①自治体運営の自律の推進
- ②新たな時代にふさわしい地域行政の推進
- ③区民の目線に立った行政経営の確立
- ④資源の有効活用による区民サービスの質の向上

資料編

- 基本計画策定の経過
- 区民参加の概要
- 用語解説

計画の全体像



第1章

計画の趣旨

計画策定の趣旨

計画の意義

計画の位置づけ

計画の構成

計画の特徴

計画の期間

「計画の趣旨」では、計画の策定の趣旨や計画の位置づけ、特徴、期間等を明らかにします。

世田谷区は、昭和50年（1975年）の区長公選制復活をはじめとする特別区制度改革を経て、昭和53年（1978年）6月に、世田谷区として初めて基本構想を策定し、区民本位のまちづくりを目指す区政の長期的な指針を明らかにしました。

平成3年（1991年）には、地域に密着したきめこまかな区政運営を図るため、独自の地域行政制度を発足させるなど、全国に先駆け、地方分権を先取りした取り組みも進めてきました。

しかし、1990年代に入り、経済の高度成長を前提としたこれまでの社会構造を転換する必要性が明らかとなり、少子・高齢化の進展や環境問題への対応など、さまざまな基本的な課題に直面し、あらためて区政運営の長期的な方向を見定める必要が生じました。

そこで、世田谷区では、21世紀に向けた新たな指針として、「生活者の視点に立った平和で豊かな生活文化都市の実現」を目指し、5つの将来像を掲げた新たな基本構想を平成6年（1994年）9月に策定しました。

これに基づき、平成7年（1995年）度を初年度とする基本計画を、「地域・生活者」「協働・共生」「自治・改革」の3つの視点に立って策定し、「世田谷型福祉システムの展開」や「環境とともに生きるまちづくり」などの5つの重点計画を掲げ、基本構想・基本計画の実現に向けて、さまざまな施策を実施してきました。

その後、この基本計画の想定を大きく上回る急激な少子・高齢化や情報化の進展、バブル崩壊後の長引く景気低迷、地方分権一括法の制定、都区制度改革、介護保険制度の導入といったさまざまな社会変化や制度改革を受け、平成12年（2000年）3月には、基本計画を調整する計画を策定しました。この調整計画では、特に新たな区政運営の仕組みとして、区民、事業者などと行政との協働・連帯による施策の展開や、行政施策の評価・見直しなどの新たな政策形成の仕組みの創造、一層の行政改革の推進を打ち出し、区政改革に取り組んできました。

こうした経過を経た今日、区民の自治意識は益々高まり、基礎的自治体である世田谷区は、区民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自律性の高い行政運営を進めていくことが求められています。

大都市行政を担う東京都と特別区の関係では、地方分権の時代に即した役割分担の明確化や財源配分のあり方などの課題があり、自治体としての自主性と自律性を高めるために、引き続き都区制度の改革に取り組んでいく必要があります。

また、高度情報化の飛躍的な進展と社会経済のグローバル化、それに伴う働き方や住まい方、消費など人びとのライフスタイルが大きく変容し、これまでの政治や行政、経済などの社会システムが抜本的改革を迫られています。行政に求められる役割も変わってきており、「官から民へ」の流れが加速する中、区もさらなる構造改革を進めなければなりません。

さらに、犯罪の増加や自然災害をはじめ、さまざまな事件・事故が発生し、日本の安全神話が急速に揺らぎはじめ、区民の間では生活の不安が増してきており、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められています。

このような社会状況の変化を受けて、世田谷区は、新たに基本計画を策定し「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」を実現するために、向こう10年間の目標として、5つの「将来目標」を定めました。さらに、区民や事業者などと行政が力を合わせ、これまで培ってきた世田谷区の先進性をさらに発展させ、魅力を高めていくための取り組みとして、5つの「重点的取り組み -リーディングプロジェクト-」を掲げました。

世田谷区は、この基本計画を今後10年間の新たな指針とし、区民の信頼に応える区政運営を推進していきます。

1 計画の位置づけ

世田谷区基本計画は、区民とともに、「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」を実現することを目指し、平成17年（2005年）度から平成26年（2014年）度までの10年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針です。

この基本計画では、これまで区民、事業者の主体的な活動により築かれてきた世田谷という地域社会を、区民自治と協働を基調とし、地域の資源を最大限に活用しながら、さらに発展させていくものです。

また、基本計画は、区の各行政分野の個別の計画を総合的に調整する指針の役割を果たし、中期的展望に基づき、具体的な事業を推進する「世田谷区実施計画」と行政改革・経営改革の方向性と取り組みを明らかにした「世田谷区行政経営改革計画」によって、具体的な施策を推進していきます。

2 計画の構成

「世田谷区基本計画」は、（1）計画の趣旨、（2）計画の考え方、（3）将来目標、（4）主要テーマの展開、（5）重点的取り組み（リーディングプロジェクト）、（6）計画の推進に向けての6章により構成されています。

計画の趣旨

基本計画策定の趣旨、計画の位置づけや性格を明らかにしています。

計画の考え方

基本計画全体を貫く基本的考え方を示し、計画の前提となる各種の指標を分析して、世田谷区の現況を明らかにしています。

将来目標

10年後の世田谷区の将来目標を設定するとともに、まちの目指すべき姿である都市像を描いています。

主要テーマの展開

将来目標を達成するために、重点的に取り組むべき「主要テーマ」について、現況と課題、解決の方向性を表しています。

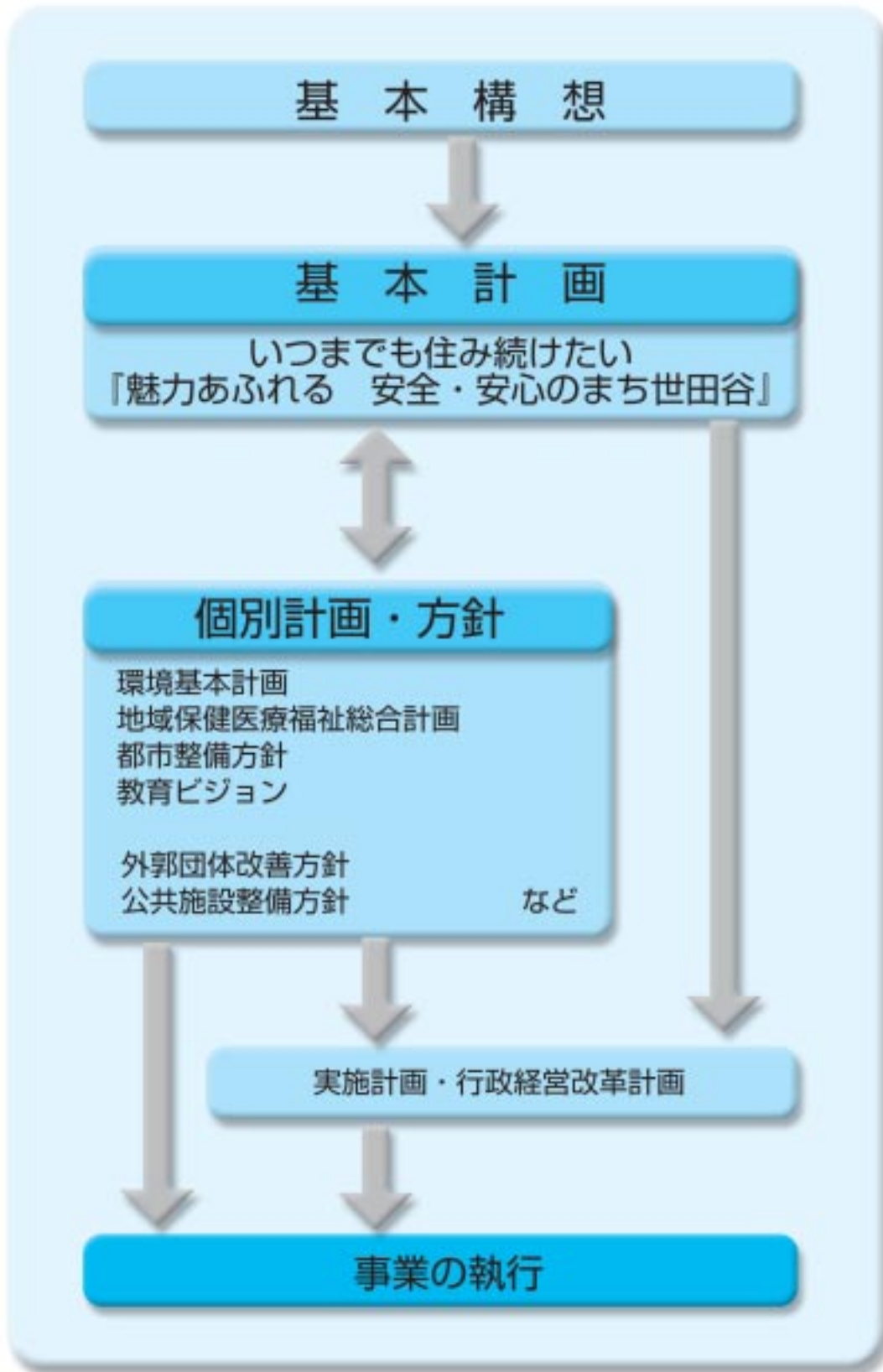
重点的取り組み リーディングプロジェクト

世田谷区が将来的に先進都市として発展し続けるために、区民と行政が幅広く知恵と力を合わせ、解決・実現する象徴的・先駆的な取り組みです。

計画の推進 に向けて

基本計画に掲げた取り組みを推進していくために、行財政運営や執行体制の改革について、解決の方向性を表しています。

計画の位置づけ



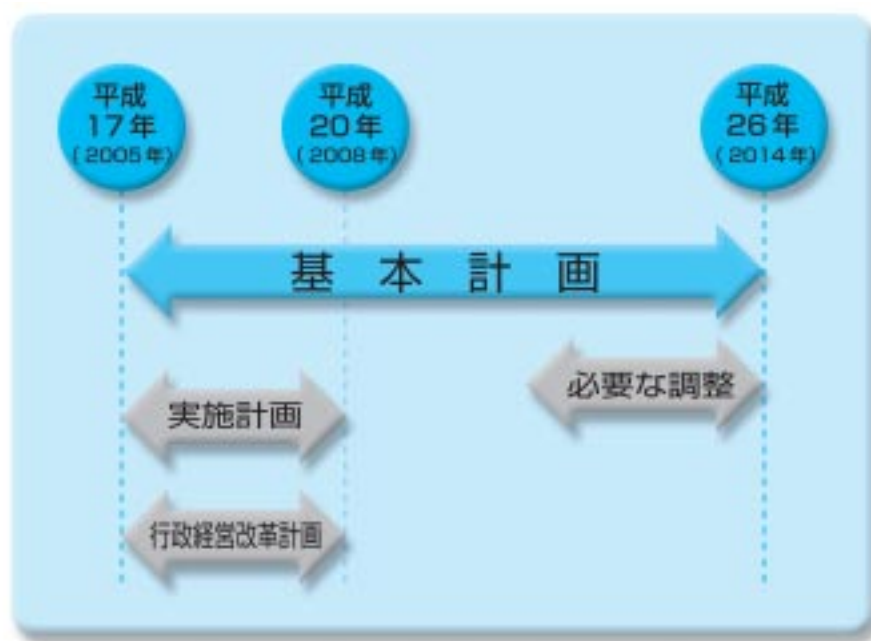
3 計画の特徴

世田谷区基本計画は、将来目標の実現に向けて区民、事業者、行政が協働し、取り組んで行くことを基本としています。そのため、行政の視点から体系化した分野別の計画にするのではなく、区民の立場に立って、課題別に分かりやすく活動や取り組みの目的を示す計画としました。

また、目標達成に向けて、「重点的取り組み（リーディングプロジェクト）」や実施計画事業には、目標となる水準として成果指標を掲げました。これは、事業量や予算額だけでなく、どれだけ区民ニーズにこたえているかという視点で、取り組みの進捗状況をとらえるために設定したものです。あわせて、成果の推移と達成状況を定期的に把握し、評価して、区民に分かりやすく公表していきます。

4 計画の期間

基本計画は、平成17年（2005年）度から平成26年（2014年）度までの10ヵ年の計画です。今後の地方分権の進展など、世田谷区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したときには、必要な調整を図っていきます。



第2章

計画の考え方

基本的考え方

区民主体のまちづくり

協働の推進

新たな時代にふさわしい自治体経営の推進

世田谷区の状況

人口

都市としての性格

地域での活動主体

公共施設

財政状況

地方分権

「計画の考え方」では、基本計画全体を貫く3つの考え方を示し、今後の取り組みに反映していくとともに、計画策定の基本となる世田谷区の状況を明らかにします。

この基本計画は、今後10年間をとおして、区民とともに実現を目指す将来目標として「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」を掲げました。

社会の急激な変化と、それに伴う区民のライフスタイルの変容は、公共の領域への民間事業者等の進出と相まって、行政に求められる役割を大きく変えつつあります。

こうした中、区には、分権時代にふさわしい自治体像と社会変化に対応した行政の役割の転換を見据えながら、区民にもっとも身近な地方政府として、区民の将来への不安の解消に努め、区民生活の安全と安心を確保する責務があります。

地方分権改革が進められる中、より一層の権限の拡充と財政基盤の確立を図り、自律性をもって区政運営にあたり、区民の自己実現が可能となる地域社会を形成していくことが求められています。

そのため、区は、主体性と責任をもって、こうした行政の役割を果たしていくとともに、協働とコミュニティの展開に基礎をおいた区民自治の推進により、将来目標を実現していくことを目指し、以下をこの計画の基本的な考えとしています。

① 区民主体のまちづくり

区は、豊かな地域社会の形成には区民参加による区政実現が欠かせないとの見地から、これまで一貫して「区民主体のまちづくり」を進めてきました。

この中で、文化・スポーツ活動やまちづくり、支えあい活動など、豊かな区民文化と新たなコミュニティ形成を目指した取り組みが活発に行われるとともに、区民一人ひとりの主体的な活動が、地域の身近な課題の解決に大きな役割を果たしてきました。

こうした区民の力を活かして、高齢者や子育て世代への支援、災害時の助けあいや環境問題への取り組みなど、社会変化に伴い増大し多様化する地域の課題を解決していくには、地域におけるコミュニティの一層の強化と区民の主体的な活動が不可欠です。

世田谷区は、区民の自主性を尊重したコミュニティづくりの積極的な支援を進めるとともに、地域社会を構成する区民、事業者等が、さまざまな問題の解決に自ら主体的にかかわり、それぞれに応じた役割を果たすことをとおして、自助・自律に基づく区民自治が発展することを目指します。

② 協働の推進

国と地方、東京都と特別区の新たな関係と役割分担の中で、世田谷区は、自主性と自律性をもった区政運営を進め、基礎的自治体として地域の行政を総合的に担うことが求められています。

一方で、世田谷区では、町会・自治会をはじめとする区民団体やボランティア、NPO、企業が、福祉や教育、まちづくり、環境問題など、さまざまな分野で活躍しており、住まい方や働き方など区民生活の多様化が進む中で、公共的な役割を担う場面を増やしています。

区は、行政の責任領域を見定めた上で、地域で活動を繰り広げる区民、事業者等と、これまで主に行政にゆだねられてきた公共の領域において新たな関係を発展させ、連携・協働の一層の充実を図り、区民生活に必要なサービスを総合的に実現することが必要となっています。

世田谷区は、この基本計画をとおり、活力ある地域社会の実現に向けて、区民、事業者等との連携・協働を一層発展させていきます。

③ 新たな時代にふさわしい自治体経営の推進

分権改革の進展により、区の役割や実質的な権限が拡大する一方で、国、地方の関係における税財源の確保の問題を含め、今後も中長期的に厳しい財政状況が続くことが予想されます。

少子・高齢化や災害への備えなど増大する区民ニーズに対し、これからの行政は、サービスの目的や対象、提供主体や事業手法などを、適切に選択していく施策の形成手法とサービス提供の仕組みの確立が必要になります。

また、サービスの提供にあたっては、さまざまな規制改革の中で、公共サービス分野の一角を担うようになった民間の活力の積極的な活用と、区民の目線による成果重視の計画立案や実施が求められています。

一方、暮らしやすさやサービスの質の違いで自治体が比較され選択される時代となっています。先進自治体として世田谷区は、誰もが安心して暮らせる安全・安心のまちの実現や、まちの魅力を発信しブランド力をさらに高めていく取り組みを、区民とともに戦略をもって進め、住みたいまち、住み続けたいまちとして、住民に選ばれる自治体を目指さなければなりません。

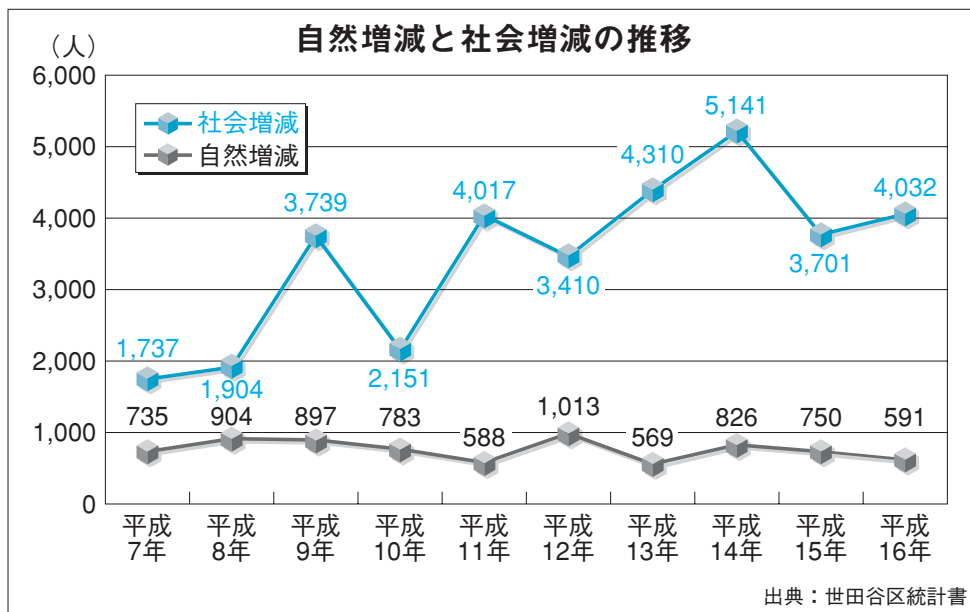
世田谷区は、豊かな環境や文化、人材・企業・団体など地域の資源・財産を最大限活用することにより、効果的・効率的なサービスと総合的なまちづくりを展開し、今後とも、住民から選ばれる自治体として発展することを目指して、新たな時代にふさわしい自治体経営を推進していきます。

1 人口

(1) 人口の推移

世田谷区の人口は、平成7年（1995年）以降増加し、平成17年（2005年）1月1日現在で819,317人（住民基本台帳人口804,730人、外国人14,587人）で過去最高を記録しています。

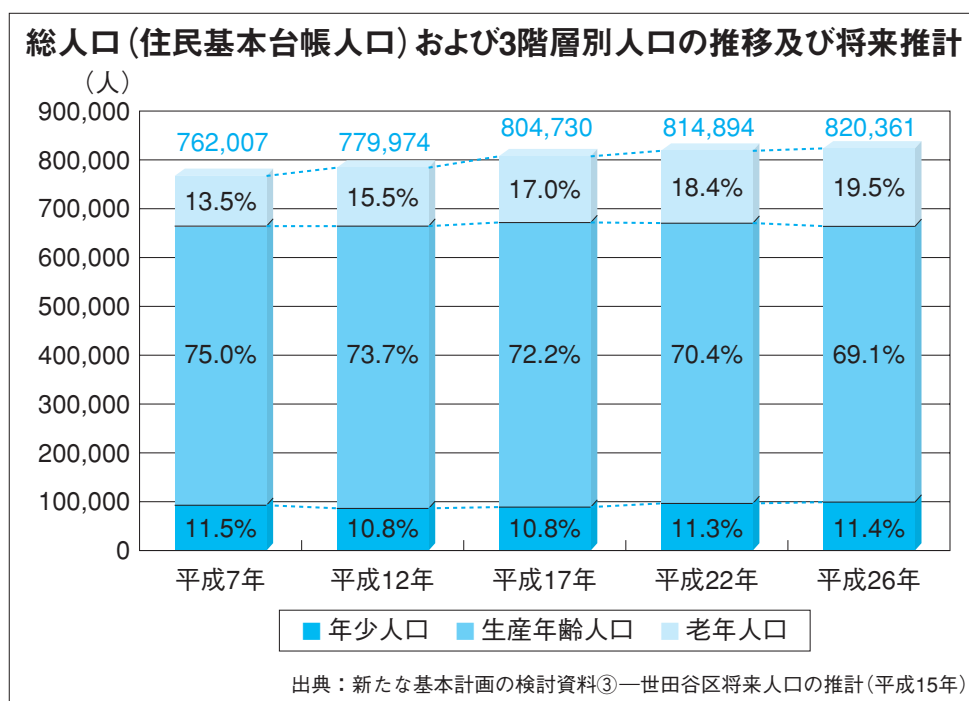
人口動態の特徴としては、自然増減（出生数から死亡数を減じたもの）の増加より社会増減（転入者数から転出者数を減じたもの）の増加による人口の変動が大きいことがあげられます。社会増減の特徴として、15～24歳を中心とした若年層が多く転入し、その後、緩やかに転出していく傾向があります。



羽根木公園プレーパーク

(2) 人口／今後とも微増傾向

世田谷区の人口（住民基本台帳人口）は、今後とも微増を続け、平成26年（2014年）には、約82.0万人程度になると推測されます。その後も、人口は緩やかに増加を続け、平成33年（2021年）には約82.4万人でピークに達した後、減少に転ずると推測されます。



(3) 年齢構造／年少・老年人口とも増加

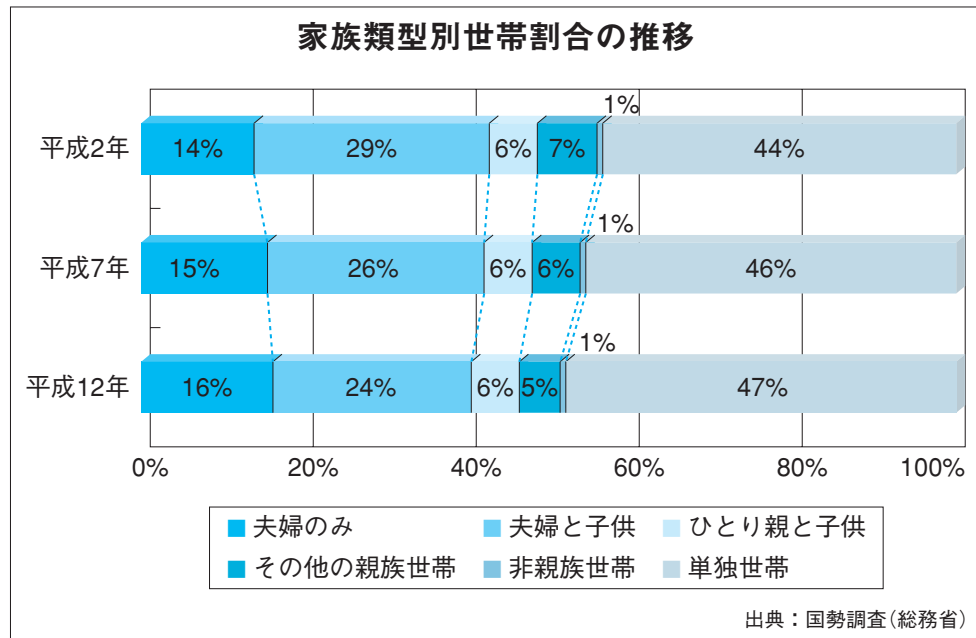
人口の年齢別構成比を見ると、年少人口（0～14歳）は、現在の10.8%から平成26年（2014年）には11.4%に高まり、実数も約9.3万人に増加すると推測されます。これは、子育て世代である20歳台、30歳台の転入が今後も続くと考えられるからです。しかし、その後は、平成27年（2015年）をピークに減少傾向に移り、世田谷区の少子化は、さらに進むこととなります。

一方、老年人口（65歳以上）は、いわゆる団塊の世代が平成22年（2010年）から65歳に達するのに伴い、現在の17.0%から平成26年（2014年）に、19.5%へと急速に高まり、実数も約16.0万人となり、高齢化は急速に進むと推測されます。その後の推計では、老年人口は微増状態で推移します。

(4) 世帯数／増える単独世帯

世帯数は年々増加を続け、平成17年（2005年）1月1日現在で、412,980世帯と過去最高を記録しています。世帯種別を見ると、夫婦のみ世帯と単独世帯の割合が増加している一方で、夫婦と子ども世帯の割合が減少しており、世田谷区の世帯の小規模化が進んでいます。

また、世帯数は今後も増加すると考えられます。特に、高齢者については、単独世帯数が他の世代に比べ、大幅に増加するものと推測されます。



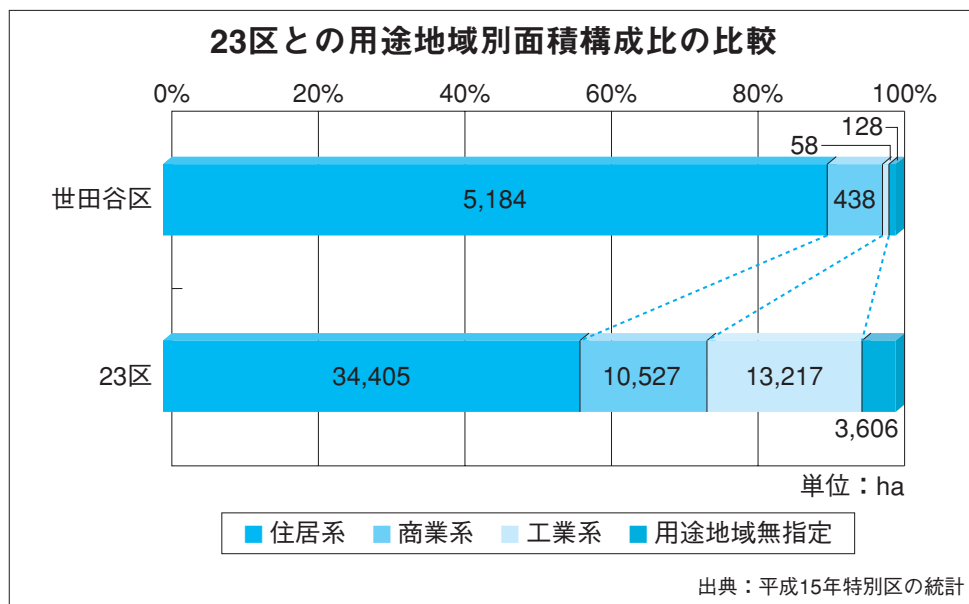
(5) 昼間人口

世田谷区は、通勤・通学による他区市からの流入人口よりも他区市へ流出する人口が多い状態となっています。昼間人口比率（昼間人口／常住人口）は、年々増加をしており、平成12年（2000年）では、89.9%となっています。

② 都市としての性格

(1) 住宅地としての特徴をもつ世田谷

世田谷区の面積は、5,808haであり、土地利用の約9割を住居系が占め、住宅地としての特徴を色濃く示しています。また、用途地域も、多摩川とその河川敷を除き、約92%が住居系として指定されています。その反面、商業系、工業系の用途地域は、約8%と少なくなっています。



(2) 自然的環境の減少

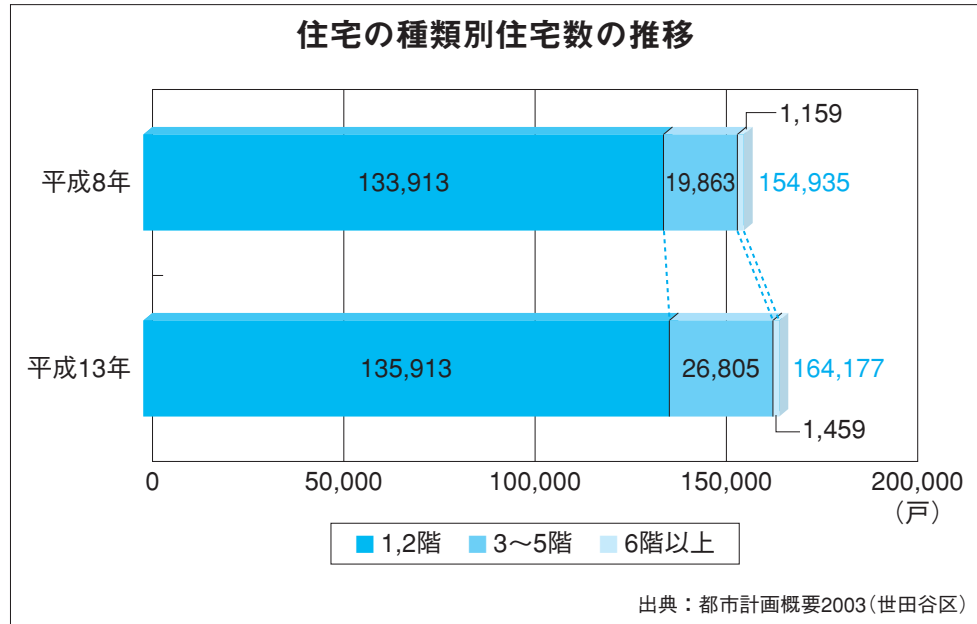
世田谷区内の緑は、国分寺崖線[※]の樹林地や多摩川の河川敷、社寺林、屋敷林などの民有地のまとまった緑が中心ですが、市街化の影響を受け、減少傾向にあります。これまでも公園の新設や、区内の貴重な緑の公有地化や屋上緑化などの取り組みを行っていますが、樹木、芝などで覆われた土地の割合を示す緑被率は、昭和48年(1973年)の33.9%から、平成13年(2001年)には、20.5%まで減少しました。

※【国分寺崖線】

太古の昔(約6万~3万年前)に、多摩川が武蔵野台地を浸食することにより誕生した、延長約30kmにも及び連続する崖の連なりである。このうち、区内の野川・丸子川沿いの崖線は延長約8kmである。

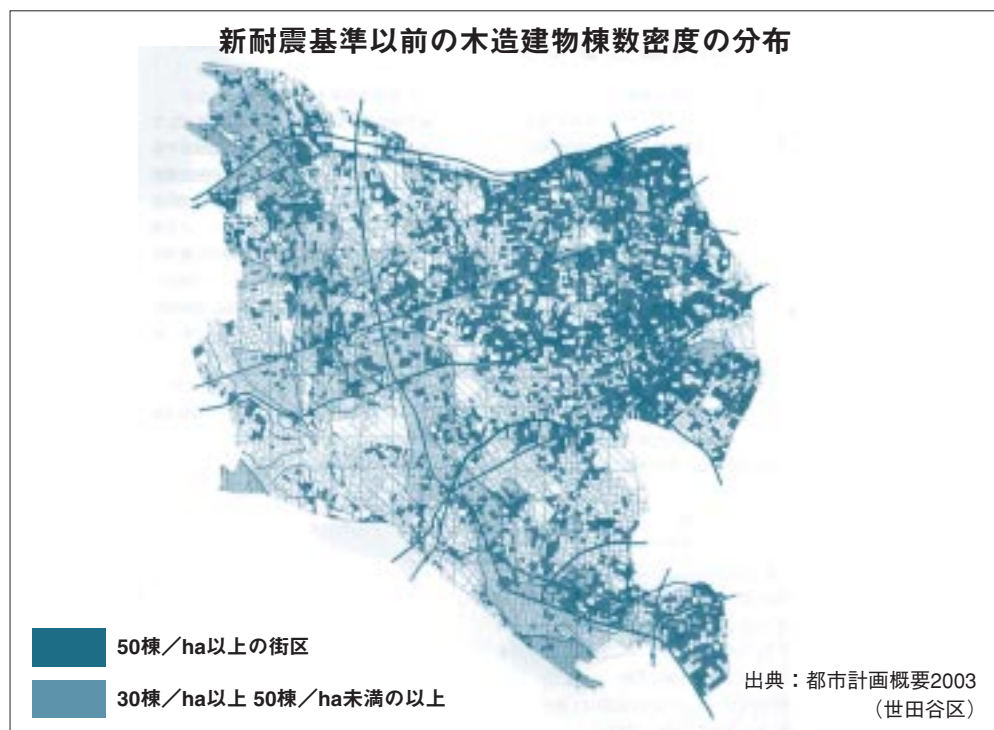
(3) 細分化や高層化が進む住宅地

良好な住宅地である世田谷区は、近年、相続等に伴う宅地の細分化や企業等が売却した大規模な未利用地の高度利用により、ミニ開発やマンションの高層化が進んでいます。



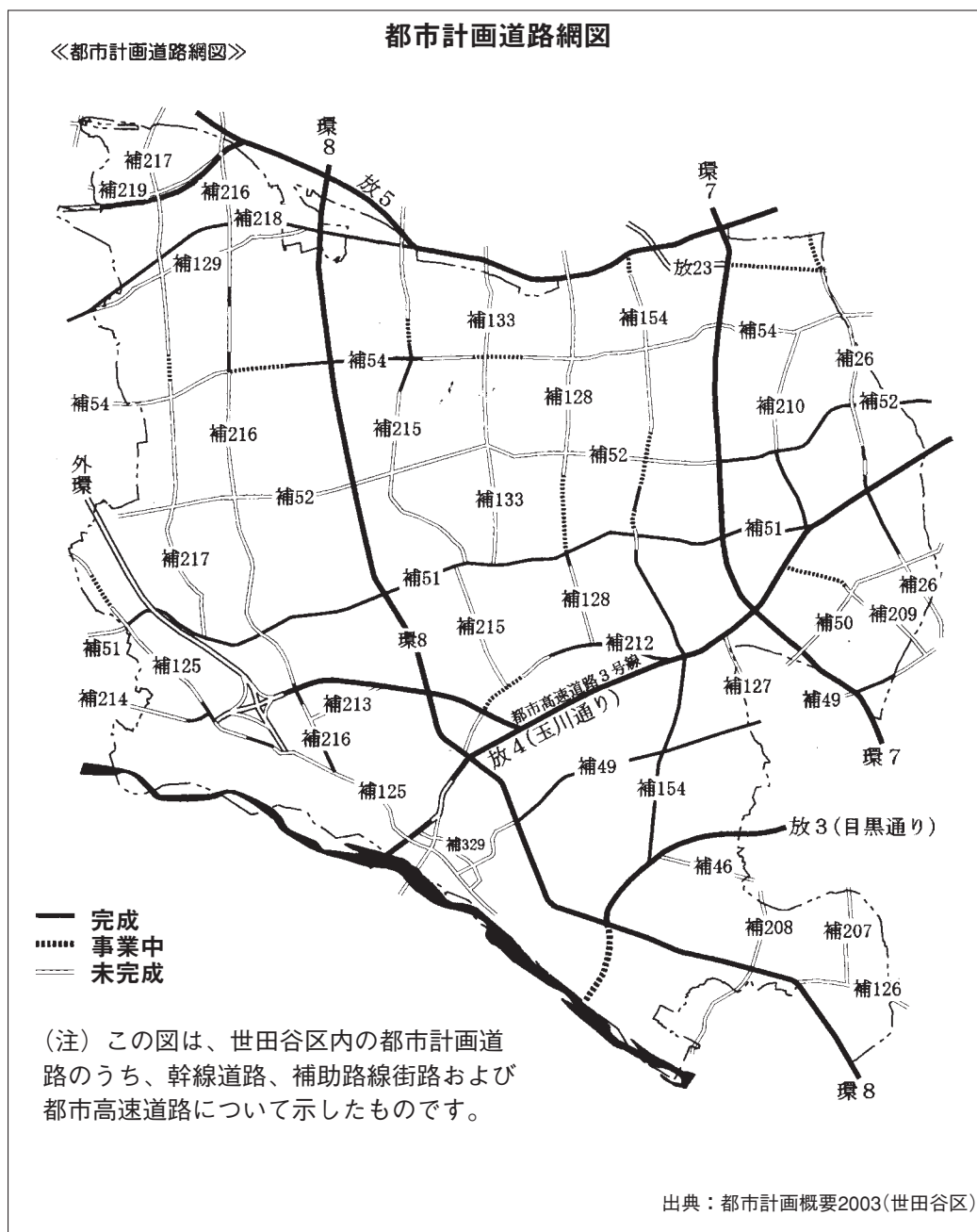
(4) 災害発生時の安全性

世田谷区は、都市基盤が追いつかない状況で急速に市街化が進んだために、狭い道路が残存し、接道不良の敷地が北東部を中心に多く存在しています。また、昭和56年（1981年）に施行された現在の建築物耐震基準（新耐震基準）以前の建築物や耐火率の低い箇所も北東部を中心に広がっています。



(5) 基盤整備の状況

道路の整備状況を見ると、幹線道路はほぼ完成していますが、補助幹線道路や主要生活道路の整備は遅れており、その完成率は約30%と低く、スムーズな移動の阻害や渋滞に伴う都市の安全性の低下などさまざまな問題が発生しています。また、東西へ移動する鉄道・バス網は発達していますが、南北方向への交通網は未発達であり、交通不便地域[※]が区内に残っています。



※ 【交通不便地域】

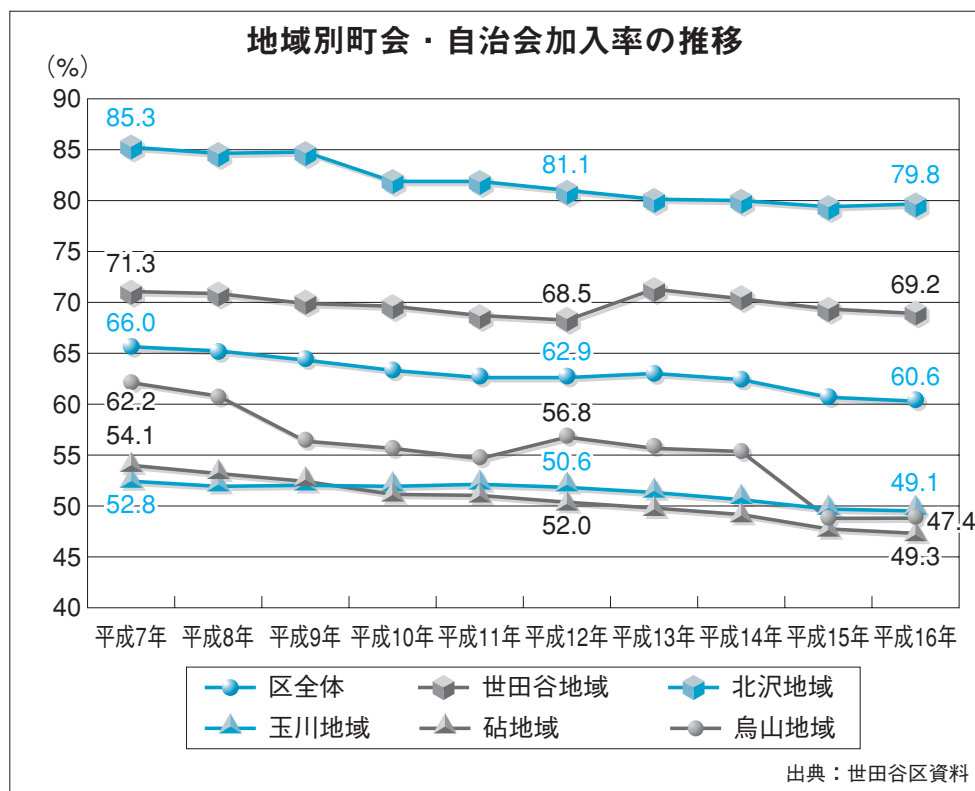
世田谷区では直線距離で鉄道駅から500m、バス停からも200m以上離れている地域と考えている。区全体の約2割の面積を占めている。

③ 地域での活動主体

(1) 町会・自治会

世田谷区内には約200の町会・自治会があり、地域活動の中心として機能してきました。しかし、年々、その加入率は減少しており、平成16年（2004年）には60.5%まで下がっています。

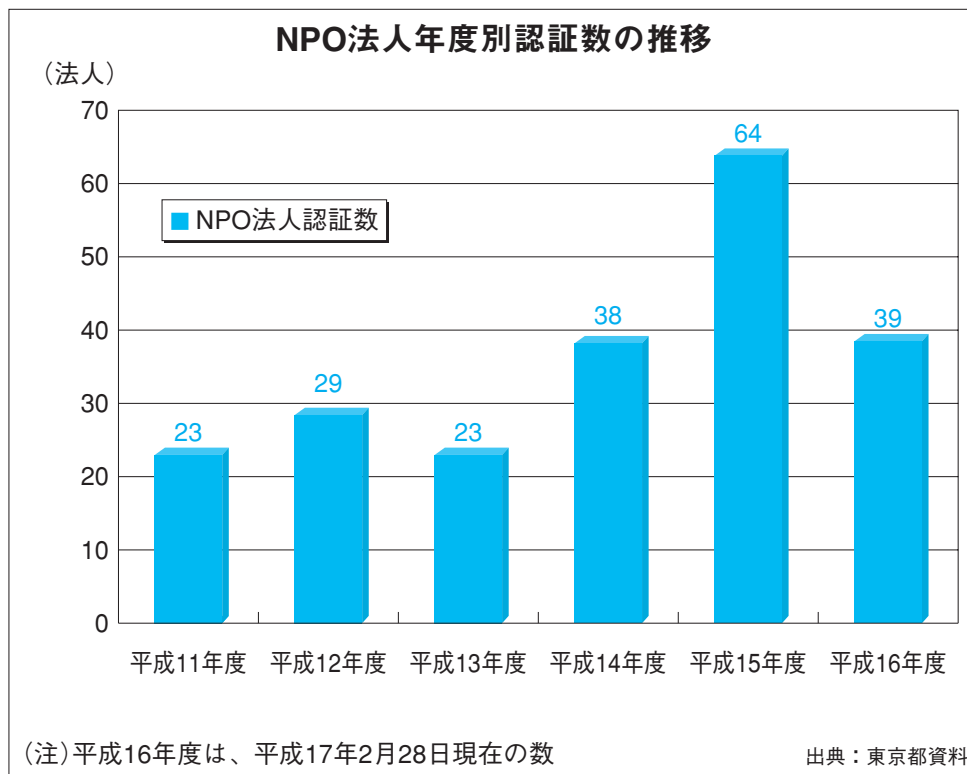
区内には、町会・自治会への高い加入率が維持されている世田谷、北沢地域と加入率が50%前後まで下がっている玉川、砧、烏山地域があります。



町会・自治会活動風景

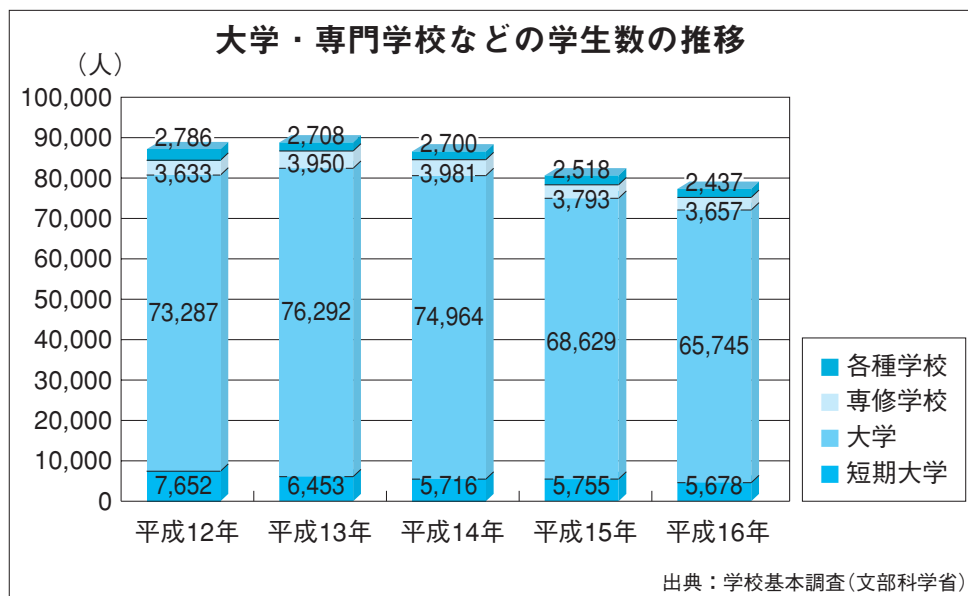
(2) NPO・ボランティア

世田谷区では、NPOやボランティアがさまざまな分野で活躍し、地域を活性化し支える力となっています。現在、区内NPO法人数は、約200団体あり年々増加しています。



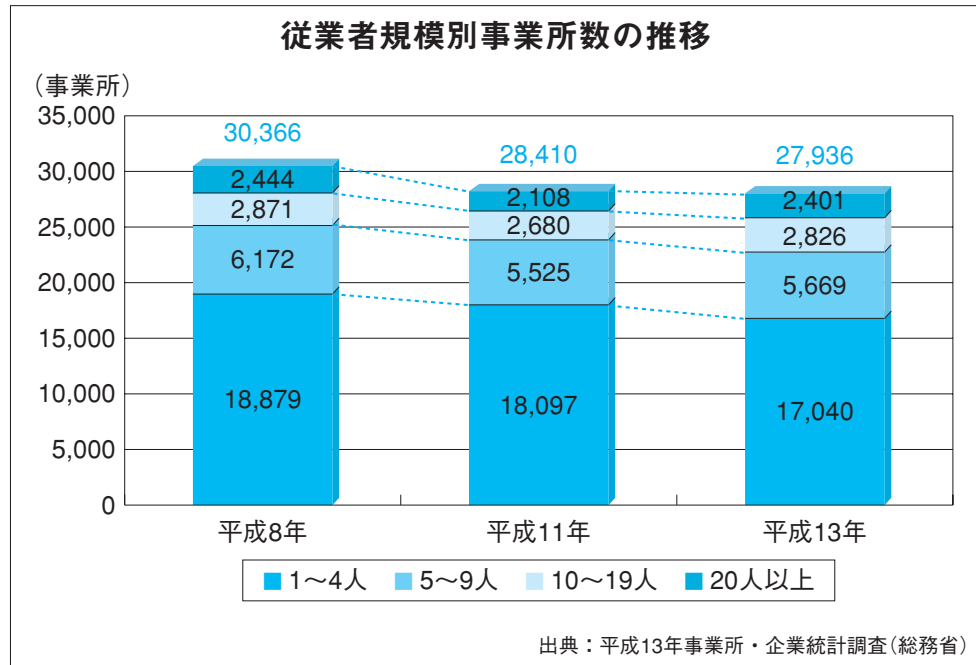
(3) 大学等

世田谷区には、一部他自治体への移転が進んだものの、大学、短大、専修学校が数多くあり、学生の地域活動への参加は、今後のまちづくりにとって、大きな存在となっています。

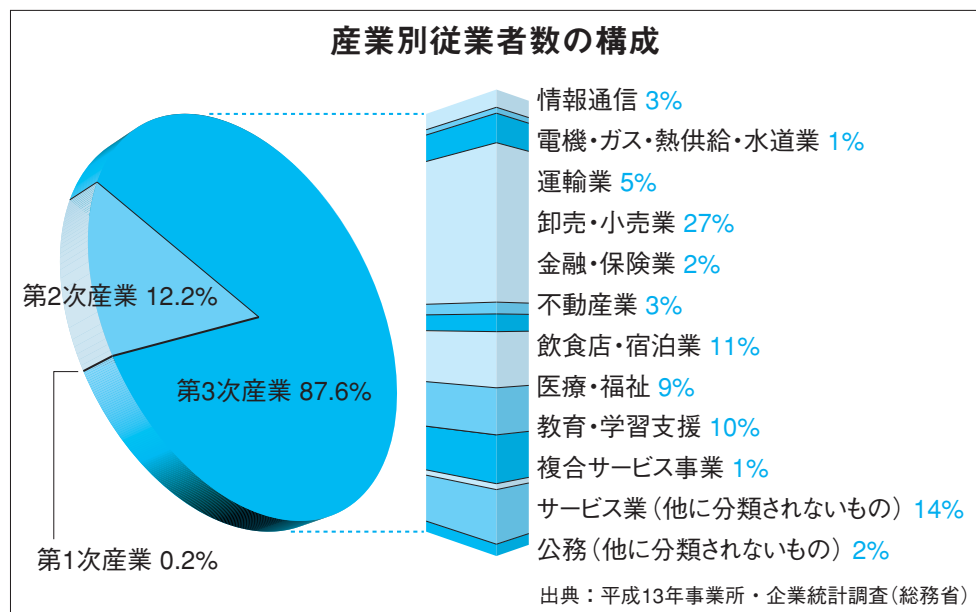


(4) 事業所

世田谷区では、経済状況の停滞の影響もあり、事業所の総数は減少しています。従業員規模別事業所数で見ると、1～4人の小規模の事業所数が大幅に減少しているものの、5人以上の従業員がいる事業所数は、近年増加しています。



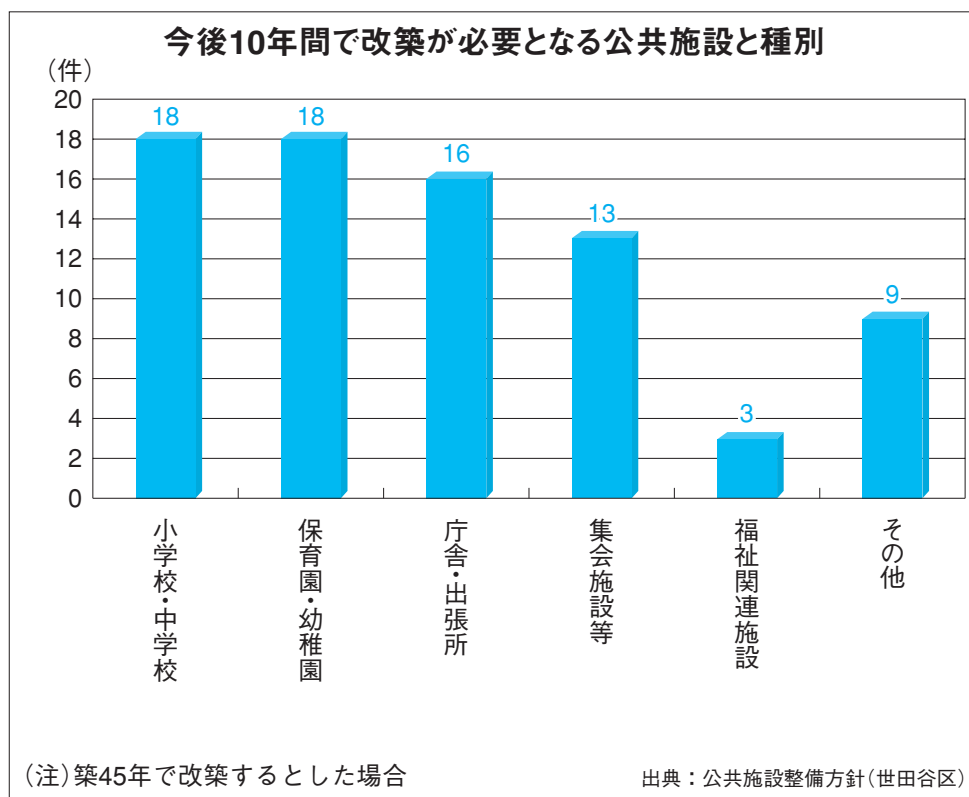
また、産業別で見ると、第3次産業が全体の約90%を占めており、サービス型産業が世田谷区の産業の主力となっています。第3次産業の中では、卸売業や小売業・飲食店、教育、福祉などの地域に密着した産業の割合が高い状況です。



4 公共施設

(1) 施設の運営管理経費の増大と目立つ施設の老朽化

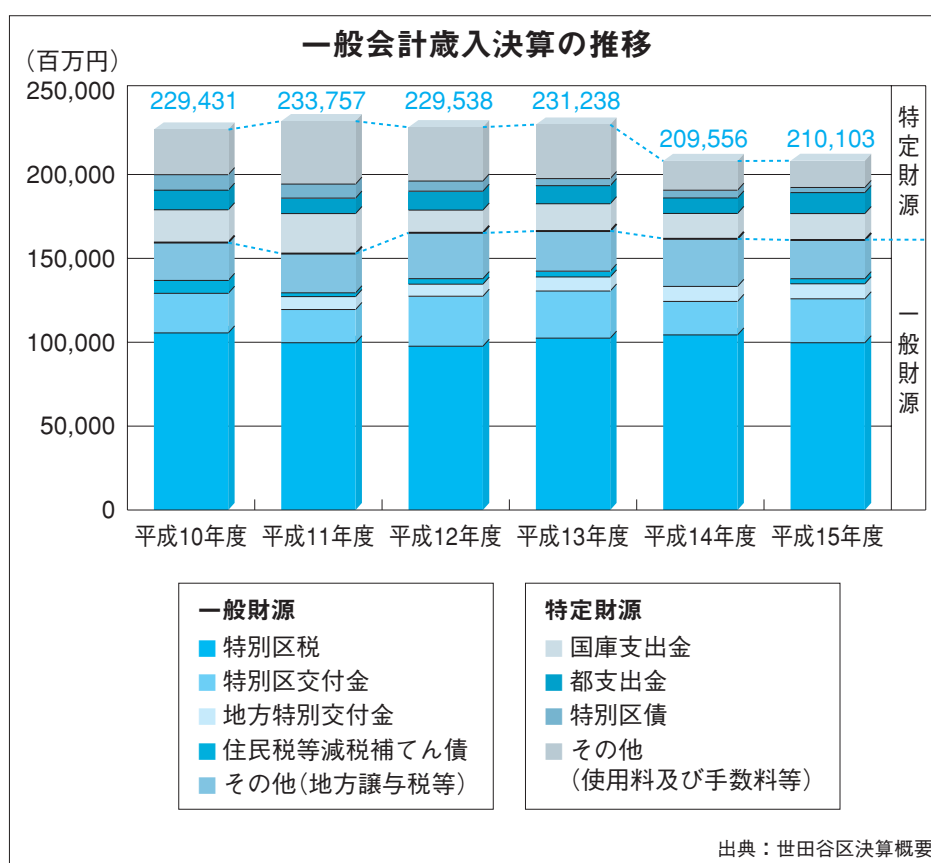
平成16年（2004年）1月現在、区の公共施設（建物等）は、720施設100万m²以上の延べ面積に達し、人口規模や産業構造が類似する全国自治体の標準モデルと比較した場合、整備の水準は概ね上回っています。その反面、施設建築年数の古い施設が多く、今後10年間で、建築後45年以上となり改築の必要性が生じてくる施設は77件にのぼります。さらに、維持管理コストや施設の修繕、改修経費も増加しており、今後は、人口規模・人口構成の変動や、将来にわたる施設需用の動向を見据えた上で、地域の実情に応じた必要な機能の適正な配置が課題となります。



5 財政状況

(1) 歳入

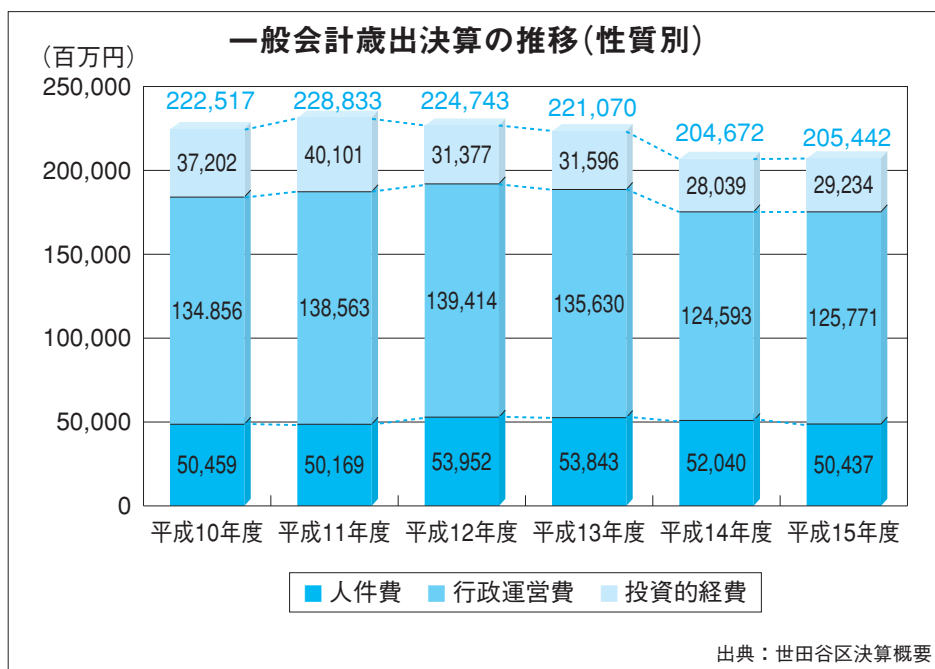
区の歳入（一般会計）は、特別区税や特別区交付金などの一般財源が、65～77%程度で推移しています。このうち、特別区税は、平成11年（1999年）度から実施された恒久的減税により減収となりましたが、徴収努力の強化等により約1,000億円で推移しており、歳入全体の42～50%程度を占めています。



(2) 歳出

区の歳出（一般会計）は、平成12年（2000年）度の都区制度改革により、清掃事業などの事務事業が移管されたことなどから、行政運営費が年々伸び続けています。人件費は、歳出全体の22～25%程度で推移しています。一方、投資的経費は、景気低迷により予算規模が縮小してきた中で、平成11年（1999年）度以降は減少傾向にあります。

また、高齢化の進展と長期にわたる景気低迷の影響により社会保障費が増加しています。



(3) 今後の推移

今後の行政需要では、一層の高齢化が進むことから、社会保障費の伸びが続きます。加えて、高度成長期の学校をはじめとする公共施設の建設ラッシュが影響し、施設の改築時期が集中することで財政負担が増加します。また、区民の安全安心な生活の基盤となる道路、公園などの整備にも着実に取り組まなければなりません。

平成16年（2004年）度に入り、企業収益を中心に景気の回復が見込まれており、平成17年（2005年）度以降の税収は、緩やかではあるものの、増収に転じると推測されます。しかし、国の財政構造改革や、都の行財政改善に伴う補助金の見直しが進められており、今後、都区財政調整制度の改革も見据え、より一層の自主性・自律性が発揮できるよう自主財源の確保と健全な財政運営に努める必要があります。

⑥ 地方分権

平成12年（2000年）の地方分権推進一括法の施行により、「対等」という原則にもとづき機関委任事務の廃止など、国と地方の役割分担・関係性が一新され、地方分権改革は新たな第一歩を踏みだしました。

住民に最も身近で総合的な行政主体である基礎的自治体が、これまで以上に自主性と自立性を向上させ、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する事務に的確に対応するためには、基礎的自治体と広域自治体のあり方や、地方税財政のあり方を改革し、税財源基盤を確立するなど、引き続き分権改革を促進する必要があります。

この間、国の地方制度調査会において、基礎的自治体については、市町村合併のさらなる推進や権限委譲を視野に入れた大都市制度のあり方、住民自治の充実や行政と住民の協働の推進を目的とする地域自治組織のあり方など、多岐にわたり議論が行われてきました。また、広域的自治体のあり方では、広域の圏域における効果的な行政の展開の視点から、あらためて都道府県の役割や都道府県に代わる広域自治体としての道州制導入の議論が進められています。

地方税財政のあり方についても、「三位一体の改革」により、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税などの取り扱いについて、一定の道筋が示されましたが、地方分権改革の本旨からすれば、未だ不十分な内容となっており、より一層の改革が求められています。

都においても、大都市の一体性の確保を前提として、広域自治体である都と基礎的自治体である特別区の役割分担のあり方や、特別区の統合再編の可能性も含めた大都市行政のあり方が検討されています。

このような状況の中で、世田谷区は、首都東京の大都市行政を担う自治体であるとともに、82万区民を擁する基礎的自治体として、区民自治を基調としながら、新たな時代にふさわしい自治体のあり方を模索し、改革を進めていく必要があります。

第3章

将来目標

将来目標

安全で安心なまち

魅力的で活力あふれるまち

健康でやすらぎのあるまち

世田谷の文化を育み、未来が輝くまち

区民が創るまち

都市構想図

今後10年間、区民とともに実現を目指す5つの将来目標を設定しました。目標に向けた取り組みを進め、「いつまでも住み続けたい『魅力あふれる安全・安心のまち世田谷』」を実現していきます。

1 安全で安心なまち

世田谷区は、区民が安全で安心して暮らせるまちを目指します。

- 密集市街地を中心に、道路、公園などの都市基盤の整備や避難路の沿道整備を進め、安全なまちを目指します。
- 地域におけるコミュニティの醸成に努め、ハード・ソフト両面から災害に強い安全なまちを目指します。
- 地域社会のつながりや見守りあいを大切にして、犯罪のないまちを目指します。
- ユニバーサルデザインの視点から道路空間の整備を進めるとともに、総合的な交通ネットワークを確立し、誰もが安全で移動しやすいまちを目指します。
- 子どもから高齢者まで誰もが、地域とともに支えあい必要なサービスを楽しみ、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

2 魅力的で活力あふれるまち

世田谷区は、そこに住み、働き、生活する人びとだけでなく、買いものや観光などでそこを訪れる人びとにとっても、魅力的で活力あるまちを目指します。

- 世田谷区内で育まれてきた商店街や都市農業などの産業、また地域風景や文化資源等の魅力・価値を大切にし、それらの地域資源が活かされる魅力的なまちを目指します。
- 世田谷区の地域資源を活用し、世田谷区特有の新たな産業・企業が活発に生み出される活力あるまちを目指します。
- 地域のにぎわいの核の整備に加え、区民、町会・自治会、NPO、産業、大学等の連携・協働によって地域の新たな魅力を創造し、活力あるまちを目指します。

3 健康でやすらぎのあるまち

世田谷区は、子どもから高齢者まで、区民一人ひとりが、健康で、お互いを思いやり、理解し合えるようなやすらぎのあるまちを目指します。

- 生活を営む上でうるおいをもたらす水と緑や、優れたまちなみの保全・回復・創出に努め、区民がやすらぎを持って暮らせるまちを目指します。
- 区民、事業者が、省エネルギーや省資源、ごみの発生・排出抑制など環境に配慮した行動を自ら率先して行うことにより、将来世代に負担を残さない社会の実現を目指します。
- 区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という考えを常日頃から実践でき、いつまでも健康な生活をおくることができるまちを目指します。
- 区民相互の支えあいによって、高齢者・障害者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、安心して住み続けられるまちを目指します。

4 世田谷の文化を育み、未来が輝くまち

世田谷区は、区民が豊かな地域文化を愛し育むまちを目指すとともに、地域に根ざした教育を推進し、豊かな人間性や知力、体力を身につけ、次代を担う個性あふれる子どもが育つまちを目指します。

- 地域の参画による学校づくりを行い、次代を担う人材を育むまちを目指します。
- 子どもたちが、さまざまな人やものにふれあい、学習をとおして多様な個性や才能を伸ばせるまちを目指します。
- 誰もが安心して子育てができ、次代を担う子どもたちが、夢や希望を持ち、いきいきと育つまちを目指します。
- 世田谷区内の文化資源が、生活の質や地域の活力の向上につながるまちを目指します。

5 区民が創るまち

世田谷区は、主役である区民が人権の尊重や男女共同参画などの視点に立ち、人びとの多様性を認めあい、区民の手によってすべての人に開かれた地域社会を創り、育てていくまちを目指します。

- 世田谷区に住み、働き、学ぶ人たちが、主体的に地域の活動に参加し、生き生きとしたコミュニティのあるまちを目指します。
- 地域に関する情報や課題を共有し、区民や事業者が区政へ参画できるまちを目指します。
- 地域の課題の解決に向けて、区民、事業者、行政の間で情報の共有と、適切な役割分担をすることにより、各主体が責任を持って連携しながら行動するまちを目指します。
- 男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、互いに協力し合って、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指します。

世田谷区の5つの将来目標の実現に向け、総面積5,808haの中で82万人が住む世田谷区において、「拠点」と「軸」を整備することにより、総合的・計画的に都市空間の形成を図ります。

拠点

都市に求められる多様な機能を集積し、人・もの・情報を広域的に集め、さまざまな出会いや交流を促進するために形成します。

1 にぎわいの拠点

にぎわいの拠点は、世田谷区の顔としての魅力と風格を備え、さまざまな交流のある活気に富んだ核として位置づけ、商業・業務機能、文化・交流機能の集積を高めるとともに、豊富な地域文化資源などを積極的に活用しながら、土地の有効利用を図ります。

2 地域生活拠点

地域生活拠点は、区民の日常生活における商業・文化・行政サービス等の核として位置づけ、商店街の環境整備などにより、魅力あるまちづくりを推進していきます。

軸

人・もの・情報の動きを活発化させるとともに、良好な生活環境の快適性を向上させるために形成します。

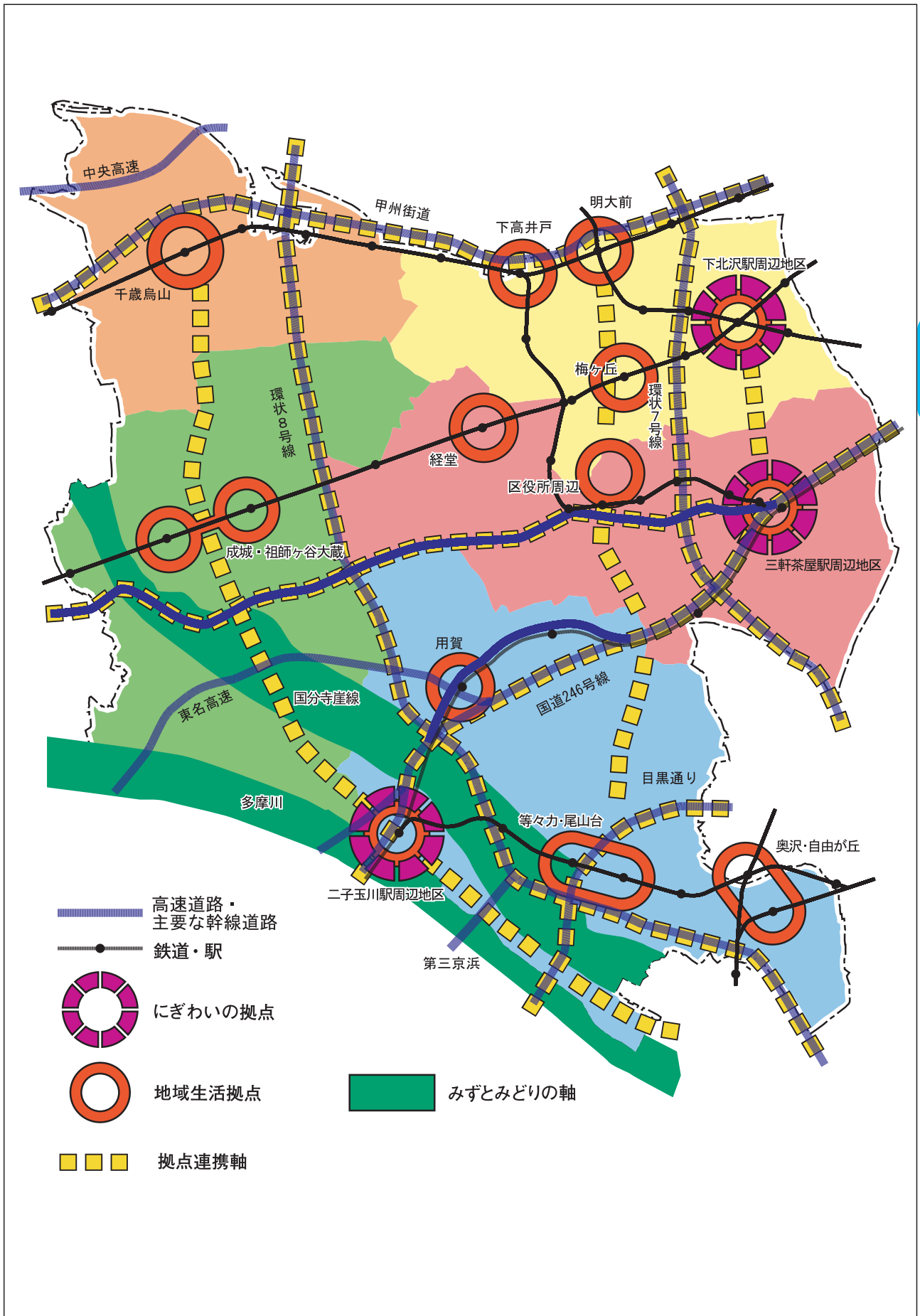
1 みずとみどりの軸

国分寺崖線及び多摩川水際線のみずとみどりの軸として位置づけ、区民にうるおいを与える憩いの場として、その保全・整備を図ります。

2 拠点連携軸

拠点連携軸は、区内各拠点やそれらと周辺区市との広域的な連携を図るための軸として位置づけ、公共交通機関や主要幹線道路の整備などにより形成します。そして、各拠点間の連携・交流を活発にするとともに、各拠点機能の充実を図ります。

都市構造図



第4章

主要テーマの展開

安全で安心なまち

1. 地域社会の安全の確保
2. 安全に移動できる都市基盤と区民生活を支える公共交通の整備
3. 区民生活の安心の実現

魅力的で活力あふれるまち

1. にぎわいのあるまちづくり
2. 世田谷だからできる魅力ある産業の振興

健康でやすらぎのあるまち

1. 水と緑が豊かで美しいまちなみのある世田谷づくり
2. 快適な環境で持続可能な地域社会の実現
3. 健康づくり・疾病予防の推進

世田谷の文化を育み、未来が輝くまち

1. 次代を担う人づくり
2. 安心して子どもを育てられる環境づくり
3. 世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり

区民が創るまち

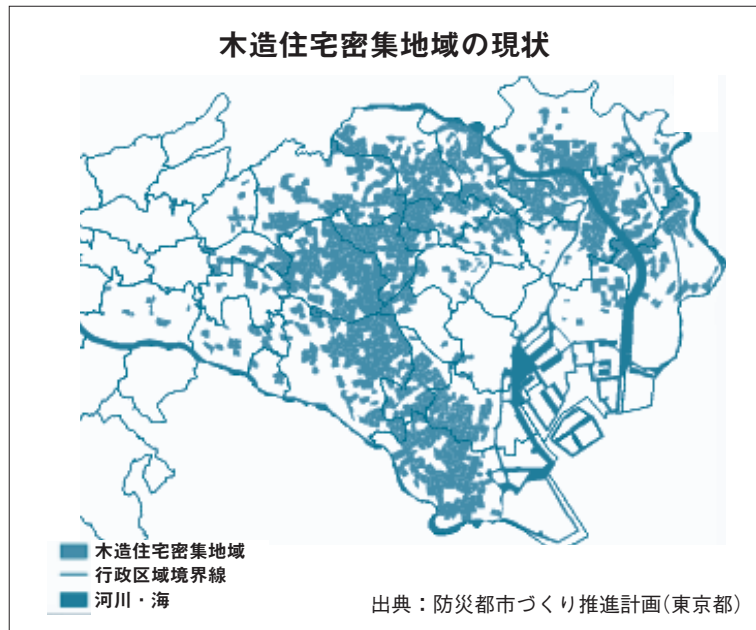
1. 協働のまちづくり
2. 男女共同参画推進のまちづくり

主要テーマは、「将来目標」を実現するための柱となる取り組みです。「現状と課題」において、世田谷区を取り巻く現況と将来を展望した課題を整理し、「問題解決の方向性」では、課題解決の基本的な方向と、実現に向けた取り組みを示しています。

1 地域社会の安全の確保

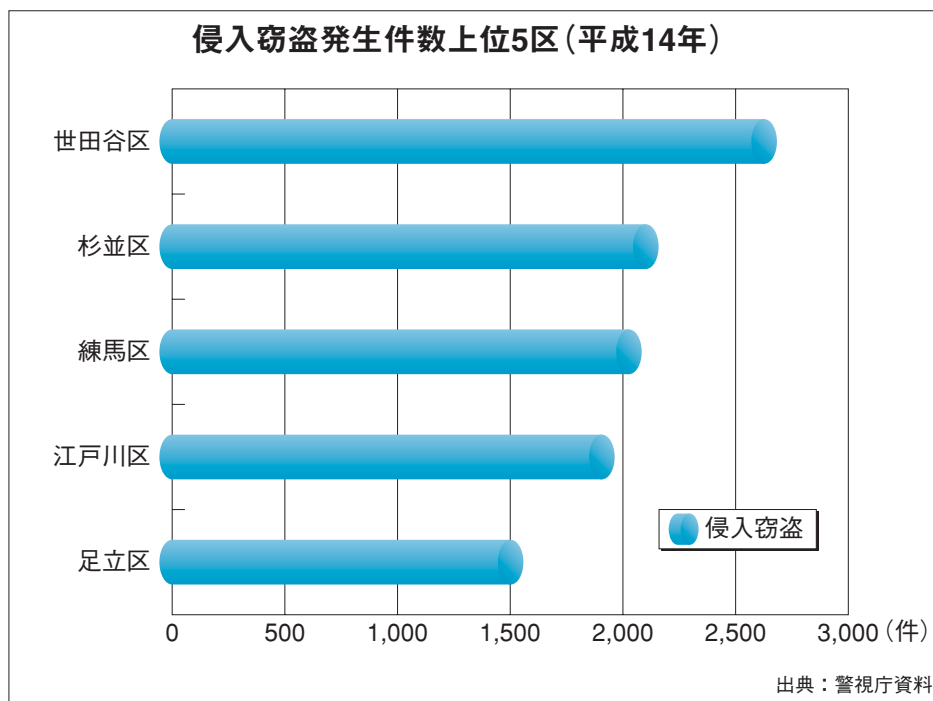
現状と課題

- (1) 世田谷区には、道路の幅員が狭く木造住宅が密集した地域が数多く残っています。地震等の災害が発生した場合、このような場所で大きな被害を受ける危険があるだけでなく、避難所への避難や緊急救助活動の支障となる可能性もあります。災害時の被害を最小限にするため、木造住宅の密集地域の改善に向け狭い道の解消や建築物の不燃化を進め、災害に強いまちにする必要があります。



- (2) 現在の建築物耐震基準（昭和56年[1981年]に施行された新耐震基準）以前に建築された建物の中には、十分な耐震性を備えていないものが含まれており、大地震が発生した場合に大きな被害を受ける危険性があります。
- (3) これまでの地震や水害などの大規模災害による教訓から、災害に対しては自らが備えることが一番重要です。しかし、危機管理意識の区民への浸透は十分とは言えません。防災区民組織を充実し、地域の防災力を高めるとともに、災害時に迅速・的確に対応できるよう区全体として防災・危機管理体制を強化する必要があります。

(4) 世田谷区内における空き巣などの侵入窃盗の発生件数は、平成14年（2002年）に東京都内で最多となってしまいました。その後の取り組みにより発生件数は減少していますが、犯罪からまちを守るためには、区民、事業者、行政が連携し、犯罪を未然に防ぐ防犯の取り組みを強化していく必要があります。



問題解決の方向性

1

ハード・ソフトの両面から災害に強いまちを目指します。

(1)木造住宅密集地域を改善し、幅員の狭い道路を解消します。

- ①建築物の不燃化や道路、小広場の計画的な整備により、世田谷地域と北沢地域に広がる密集市街地の解消を進めます。
- ②狭あい道路を解消することにより避難路・緊急車両の進入路を確保します。

(2)まちの安全性を高めます。

- ①建築物の耐震診断を進めるなど、現在の建築物耐震基準（新耐震基準）を満たしていない建築物の改善を図り、災害に強い街づくりを進めます。
- ②総合治水対策に基づき下水道改善、雨水流出抑制施設整備など東京都と連携を図り、水害のない街づくりを進めます。

(3)防災意識の啓発・自主防災力を強化します。

- ①地震や洪水などによる被害を想定したハザードマップを活用してまちの防災意識の向上を図ります。
- ②被害の発生と拡大を最小限に抑えるために、身近なところで行われる防災訓練などとおして、「自らの命は自ら守る」という自助の考え方や「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方の普及を図ります。
- ③身近なところでの防災活動を活発化させるため、防災を担うリーダーを自主防災組織ごとに育成し、実情に即した実践的な防災訓練を行い、地区の自主防災力を強化します。
- ④区職員への防災に関する教育や区民との訓練をとおし、危機管理意識の向上を図りながら、危機管理体制の強化を図ります。

2

区民、事業者、行政の連携により犯罪・事故のないまちを目指します。

(1)各関係機関との連携を図り、身近な犯罪・事故を防止するとともに区民の自主的な防犯活動を支援します。

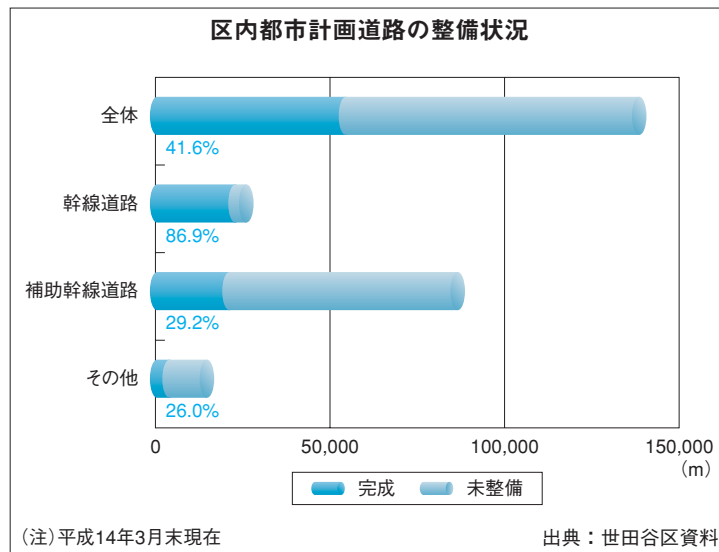
- ①地域での防犯リーダーの育成や研修会の開催などにより、防犯に対する意識の啓発や知識の普及を行うとともに、区民の自主的な防犯活動を支援します。また、犯罪を誘発する要素を極力減らすために、公園の夜間照明など犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。
- ②子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、保護者と子どもを対象にして、犯罪や事故に対する対応能力を高める取り組みを実施します。



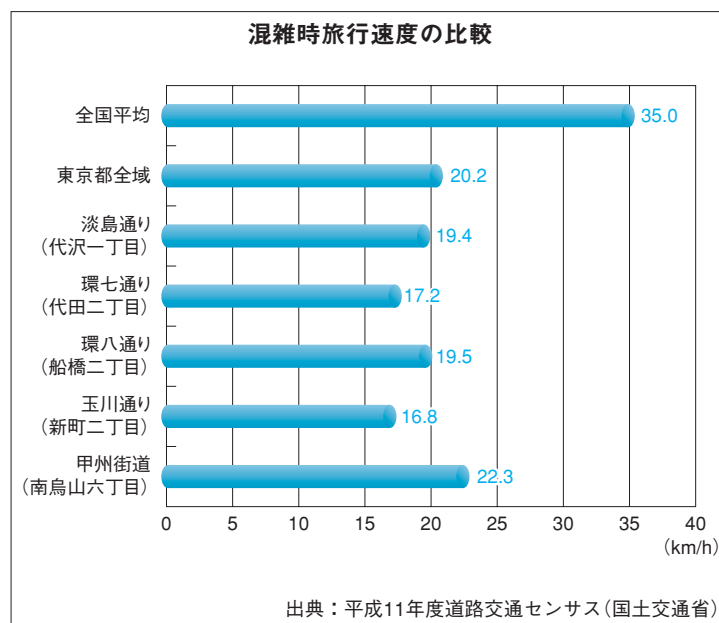
2 安全に移動できる都市基盤と区民生活を支える公共交通の整備

現状と課題

- (1) 世田谷区内には、高齢者や障害者が、鉄道駅から周辺商業施設や公共施設にスムーズに移動しづらい場所が数多く存在しています。今後、本格的な高齢社会を迎えるにあたり、駅や商店街を中心とした総合的なバリアフリー化が求められています。
- (2) 現在、多くのNPO、ボランティアや事業者によって、一人では移動が困難な高齢者や障害者を対象に移送サービスが行われています。しかし、移動が困難な人たちのニーズに量的に十分対応できているとは言えない状況にあります。今後、高齢者や障害者が自立した地域生活を送るうえで、良好な移動環境の整備が重要です。
- (3) まちでの暮らしや営みを支えている道路は、子どもから高齢者まで安全に通行できるものでなければなりません。歩道が未設置の場所や段差、見通しの悪い交差点、さらには電柱や放置してある自転車などにより、安全な通行が妨げられている状況を計画的に解消する必要があります。
- (4) 世田谷区内で整備が計画されている道路のうち、幹線道路を除くと、補助幹線道路や主要生活道路の整備率は依然として約30%と低く、主要な幹線道路へのアクセスも不十分です。このため交通渋滞や住宅街への通過車両の進入など、区民生活の快適性・利便性が損われています。地域の住環境と調和させながら道路ネットワークの総合的な整備を進める必要があります。



(5) 世田谷区は、主要な鉄道網が東西に伸びており、都心と直接結ばれていますが、南北を結ぶ公共交通網の整備は遅れています。今後、区内移動の利便性の向上のため、こうした交通機関の整備が課題となっています。



問題解決の方向性

1 ユニバーサルデザインの視点から、区民が安全で快適に移動できるまちを目指します。

(1) 総合的にバリアフリー化を進めます。

- ① 鉄道駅や周辺施設をつなぐ道路などのバリアフリー化を進め、安全で移動しやすいネットワークの確保を図ります。

(2)高齢者や障害者などが利用しやすい移動環境を構築します。

- ①一人では、出かけることが難しい高齢者や障害者などの多様な移送ニーズに対応するために、NPOやボランティアなど、さまざまな主体が連携し、総合的な移送システムの構築に取り組みます。

(3)安全で歩きやすい歩道環境を整備します。

- ①誰もが安全に歩け、移動しやすくするため、歩道の確保や段差の解消、障害となる放置自転車、バイクの放置を減らす取り組みをさらに進めます。
- ②安全で快適な歩行空間の確保や都市景観への配慮から、電線類の地中化を推進します。
- ③環境への負荷も少なく、区内での移動に便利な自転車の利用を促進するために、自転車駐車場や自転車走行空間を整備します。合わせて、危険走行などが行われないよう、自転車利用のマナー向上に取り組みます。

2

区民生活を支える円滑な道路・交通ネットワークを形成します。

(1)便利で利用しやすい道路・交通ネットワークの充実を図ります。

- ①自動車利用から鉄道やバスなどの公共交通機関への利用転換を促進するとともに、利便性の向上を図るため、エイトライナー[※]やバス路線の充実など、多様な交通手段を組み合わせた総合交通体系を確立します。
- ②区内を走る鉄道の連続立体交差事業を促進することにより、開かずの踏切の解消を目指し、地域間の利便性を向上させ、まちの活性化を図ります。
- ③外かく環状道路を見据えた広域的なネットワークや幹線道路、主要生活道路などの整備による総合的な道路ネットワークの構築により、交通渋滞を解消し、まちの利便さを向上させます。
- ④区民が主体となって取り組むまちづくりに対して、助成やアドバイス等の支援を行います。また、土地区画整理事業や地区計画をはじめとするまちづくり手法について、区民に対して積極的に情報提供し、区民参加のまちづくりを推進します。

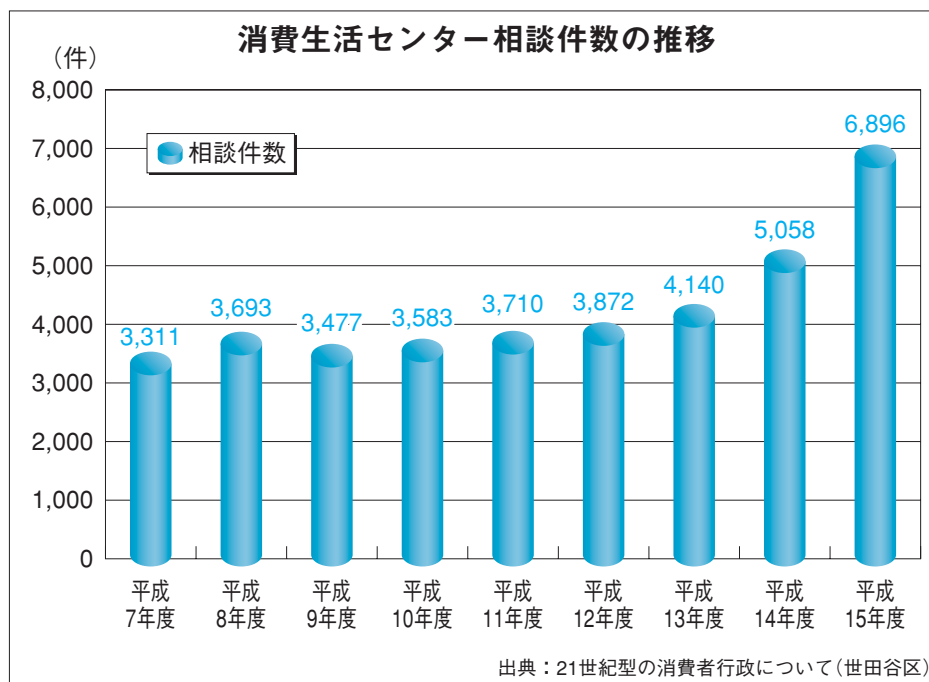
※【エイトライナー】

南北交通の整備、羽田空港への直結等を目指して環状八号線を主な導入空間とする新たな公共交通システムとして建設を構想している。環状八号線沿線6区で促進協議会を設置している。

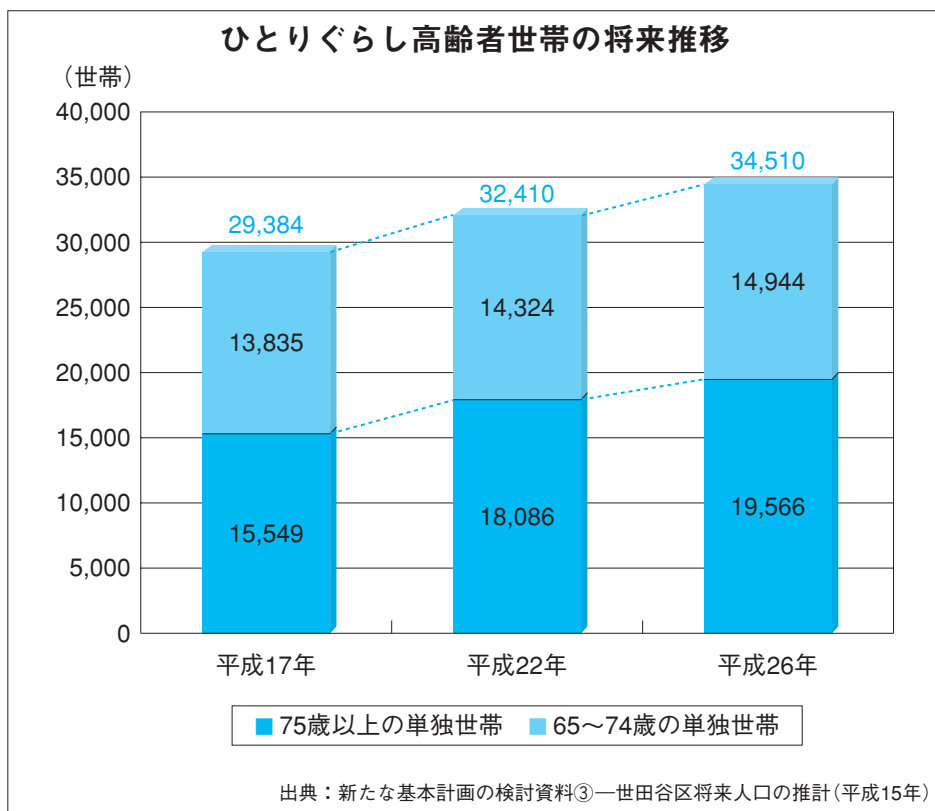
③ 区民生活の安心の実現

現状と課題

- (1) 国の構造改革に伴うさまざまな規制緩和や高度情報化の進展など、区民を取り巻く社会環境が大きく変わってきています。多種多様な商品、サービスが手軽に利用できるようになる一方、消費者被害が年少者、若者、高齢者を中心に拡大しています。こうした消費活動に伴う被害や架空請求による被害などを未然に防止するため、区民自らの的確な判断が一層重要になっています。



- (2) 介護保険制度や障害者の支援費制度が導入され、保健福祉サービスは措置から契約へと利用制度の転換が進み、民間事業者によるサービスの提供が増加しています。利用者がサービスを適切に選択できるための情報提供や、良質な事業者を確保、育成するための支援を進めていく必要があります。
- (3) 保健福祉サービスを活用して在宅生活を送ることには不安があることから、介護が必要な高齢者やその家族は、依然として施設への入所を希望する現状があります。住宅の確保や地域での見守りなど、在宅介護サービスの充実に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境を整備することが求められています。



- (4) 障害があっても住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、相談体制の充実や居住支援、就労支援などの支援策が必要です。また、地域の人びとが障害や障害者への理解を深めるとともに、個々の障害の状況やライフステージにあったサービスを選択できる取り組みを進めていくことが重要です。



羽根木公園の梅もぎ

問題解決の方向性

1

区民が安心して生活できるよう自己選択・自己決定が円滑にできる取り組みを推進します。

(1)消費者が自ら正しい選択ができるよう支援します。

- ①消費者が、自らの価値観に基づき的確に判断できるよう、消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、学習できる環境を整えます。
- ②消費者被害を未然に防止するため、区民自らが主体となって、学んだ知識、情報を地域へ還元できる機会を増やすことにより、消費生活に関する意識を高めます。

(2)利用者本位の保健福祉サービスを提供します。

- ①保育、介護保険サービスなどの福祉サービスに第三者評価を普及、定着させ、評価結果を区民に分かりやすく情報提供します。
- ②保健福祉サービスの質を向上するため、評価結果に基づき、サービス提供主体に対し、支援・指導する体制をつくります。
- ③成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、判断能力が十分ではない区民の権利を擁護する制度を整備し、区民が適切なサービスを選択できるよう支援していきます。

2

誰もが安心して地域に住み続けられるまちを目指します。

(1)地域で住み続けられる生活環境を整備します。

- ①高齢者が住み慣れた地域で、尊厳といきがいを持ち、自立して生活できるよう、高齢者に対する虐待の予防や地域での見守りのネットワークの形成を区民、事業者、行政の協働により進めます。
- ②施設入所から住み慣れた地域での生活へと転換を図るため、既存施設や一般の民家等を活用した多機能なサービス拠点の整備やグループホームなどに在宅に必要な機能を付加するなど、地域密着型のサービスを展開します。

(2) 障害者が地域で自立して生活できるよう支援します。

- ①日中活動の場の確保やケア機能を持ったグループホームを民間事業者と協働して整備するなど、障害者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう支援します。
- ②障害者に対して多様な就労の場を整備することで、障害者の社会参加や地域との交流を促進します。



すきっぷでの就労風景



奥沢福祉園

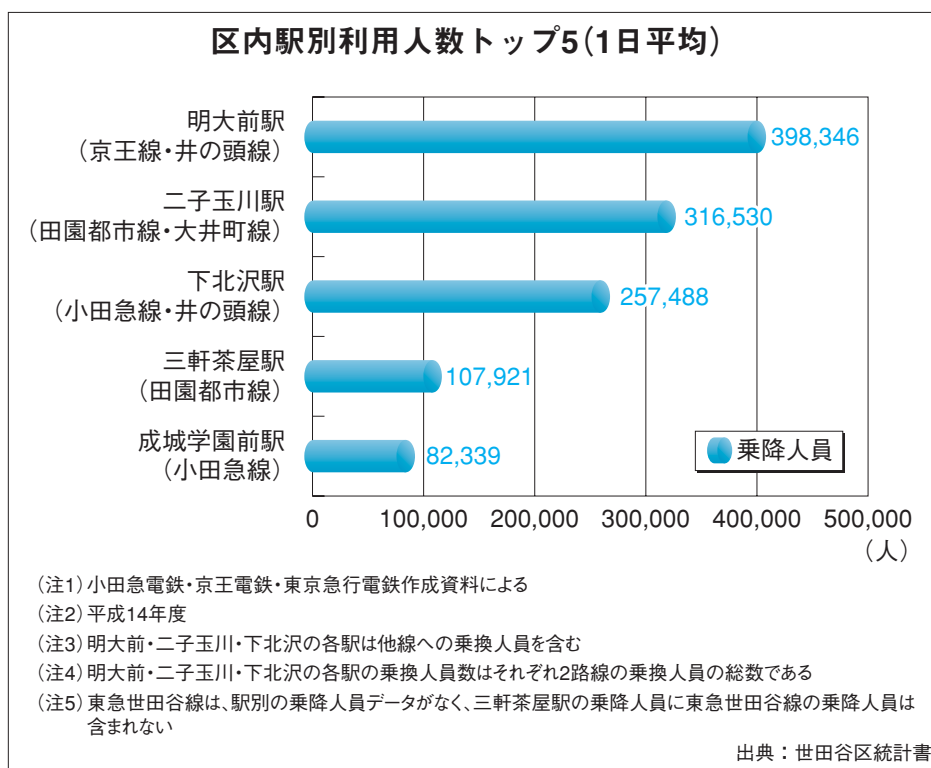


すきっぷでの就労風景

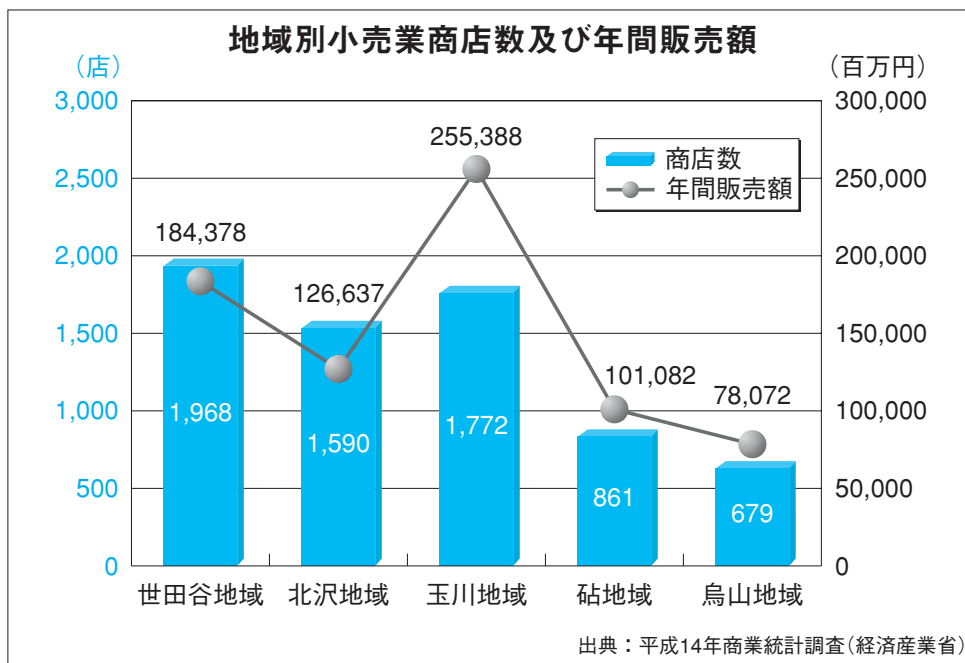
1 にぎわいのあるまちづくり

現状と課題

- (1) 世田谷区には、二子玉川や下北沢などに代表される交通アクセスが便利で商業の集積が高く、多くの人を訪れる魅力的な地域が数多くあります。これらのにぎわいの拠点や地域の生活拠点をさらに活気にみちた魅力あふれるまちにし、商業地として発展させるために、各駅周辺の商店街の振興を含む総合的なまちづくりを行い、にぎわいを創出することが重要です。



- (2) 世田谷区内には、地域に密着している商店街が数多くあります。今後、一層高齢化が進む中で、地域ニーズにきめ細かく対応できる商店街の重要性は、ますます高まっています。区民生活の質を向上させるためにも、商店街の振興に向けた総合的な取り組みが必要です。



- (3) 世田谷区は、都心からも近く、国分寺崖線や旧道、史跡等の地域風景資産やみどりが豊富な住宅街を形成しています。また、数多く居住している、映像、美術、文学、演劇の関係者をはじめ、豊富な文化施設や下北沢、三軒茶屋などの若者文化の情報発信拠点など、有形無形の資源が多く存在しています。こうしたさまざまな地域資源を積極的に活用し、世田谷の魅力を発信することにより、地域の活性化と地域産業の振興を図ることが求められています。

問題解決の方向性

1

地域が活性化し、にぎわいのあるまちを目指します。

(1) にぎわいの核となる拠点を整備します。

- ① 多摩川や国分寺崖線など、みどり豊かな、交通の結節点や地域の中心的商業拠点として発展する二子玉川駅周辺において、民間活力による再開発を進め、にぎわいの拠点にふさわしい市街地形成を図ります。今後成長が期待される映像・コンテンツ産業を誘導するなど、多様な魅力を創出し活気のあるまちにします。
- ② 区民、事業者、行政との協働により、道路、広場の整備などにより、下北沢など、にぎわいのある都市空間を形成します。

- ③主要な駅では、地域の人びとが集い、ふれあい、交流する場となる駅前広場などの整備を行い、区民生活に密着した活力あるまちづくりを推進します。
- ④まちづくりや福祉など総合的な視点から商店街の振興を図り、快適性や利便性、滞留性の向上を図ります。

(2)地域資源を活用し、世田谷のブランドアップを図ります。

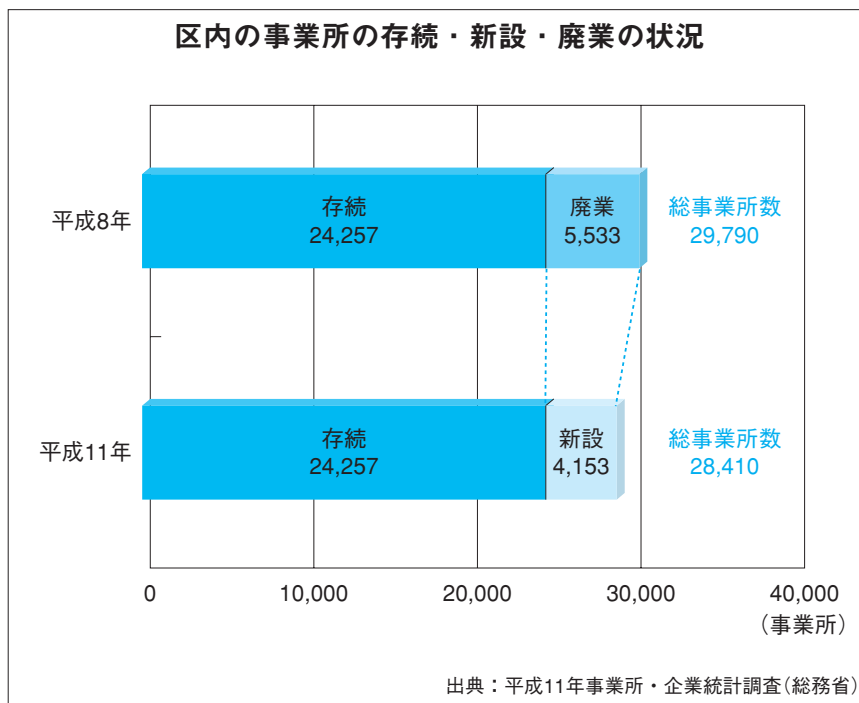
- ①区内外の人びとや事業者がともに世田谷の魅力について再認識、再発見し、多様な人びとが活発に交流することにより、世田谷区の個性や魅力を高めます。
- ②世田谷区が有する自然、文化、産業面などの特徴を活かし、その魅力を多様な手段で区内外に情報発信して、世田谷の魅力の認知度や存在感を高めます。
- ③区内外の人びとや事業者との協働により、世田谷の魅力やブランドを活かした集客事業やまちづくりに取り組み、観光の視点を踏まえ、地域の活性化と産業の振興を図ります。



2 世田谷だからできる 魅力ある産業の振興

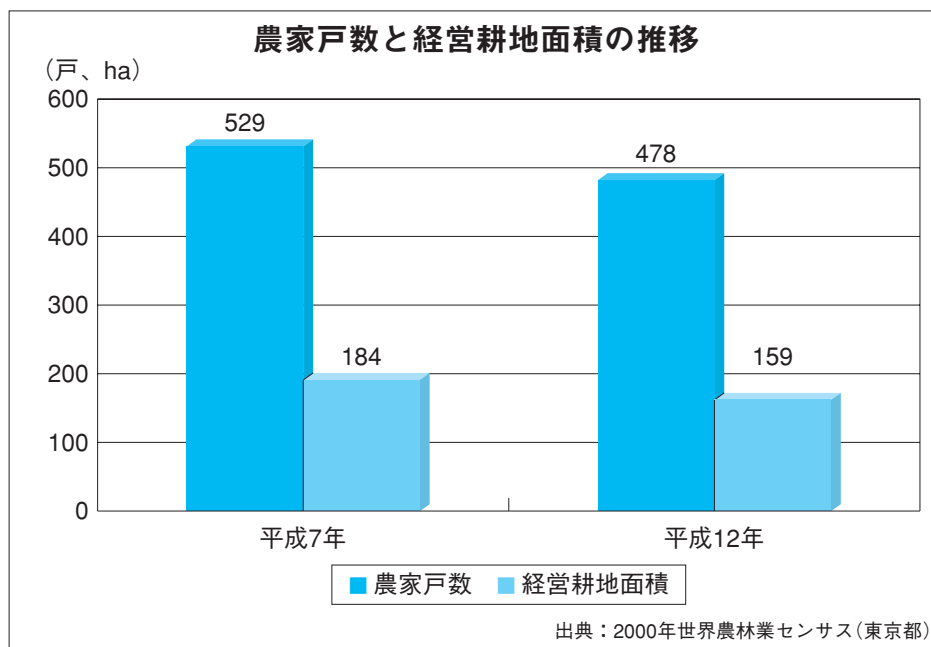
現状と課題

- (1) 世田谷区内における商業、工業などの産業活動は、地域の活性化に大きな役割を果たしています。しかし、都心周辺の大規模開発が相次ぐ中、企業立地に関する競争の激化や、大規模店舗の進出に伴い、区内の開業事業所数は廃業事業所数を下回っており、区内に新規事業所の開設を支援する取り組みが必要です。今後、さらに地域の活力を高めるためには、区内の商業や工業の分野において起業・創業を促進していくことが必要となっています。



- (2) 若者のフリーター志向の広がりや、就業後の早期離職の増加など、若者の勤労観や職業観の変化が指摘されています。子どもの頃からの職業体験の実施や、働く意欲をかなえる就業支援により、若者の勤労観、職業観の醸成を図ることが求められています。
- (3) 世田谷区では、大学などが多く、研究者のもつ専門知識や学生の力などが地域社会で積極的に活用できる環境にあります。こうした大学等の機関と企業の間や、企業間相互の連携・協力を強め、産業の活性化や新たな産業の振興を進める必要があります。

(4) 世田谷区内の農地や農業従事者数は、減少の一途をたどっています。反面、区民農園の利用を希望する区民は多くなっています。世田谷区は、大都市部でありながら、土と親しめる機会が多くあり、それが、区の特徴であり魅力となっています。都市における農産物の供給や、環境、防災など農地の多様な機能を踏まえ、今後、農家と地域の人びととの相互理解と連携により、都市農業の振興を推進していく必要があります。



問題解決の方向性

1

総合的な取り組みによって、地域の産業を活性化します。

(1) 中小企業を総合的に支援します。

- ①産業団体、NPO等との連携により、区内中小企業を総合的に支援するとともに、経営相談、各種セミナー等の経営支援や勤労者福祉、就業、創業の支援など、中小企業を総合的に支援する新たな体制を整備し、地域産業の発展を図ります。

(2) 若年層に対する就業支援を行います。

- ①若年層が働くことへの関心や意欲を持てるよう、区内の大学や地元企業、商店街と協力して小学校から大学までの各年代において、職業や仕事を実際に体験できるような取り組みを実施します。

(3)世田谷ならではの新たな取り組みを支援します。

- ①創業しやすい環境づくりを進めるため、創業に関する人材育成やビジネスモデル構築に関する支援を行い、商業や工業の分野での起業を促進します。
- ②産業団体や区内大学、世田谷ものづくり学校[※]等との連携により、新たなビジネスモデルを創造し、区内産業の活性化を促進します。
- ③活発な地域での活動をコミュニティビジネスへと発展させるなど、地域の資源が企業活動につながるよう取り組みます。

2

世田谷の特徴である都市農業を推進します。

(1)地域に根ざした都市型農業を推進します。

- ①本格的な農業体験を希望する区民を農地の保全につなげるなど、区民に開かれた都市農業の取り組みを進め、区民とともに都市農業の振興を図ります。
- ②付加価値の高い農産物を生産し、農家と関係機関が連携しながら都市農業の振興を図ります。



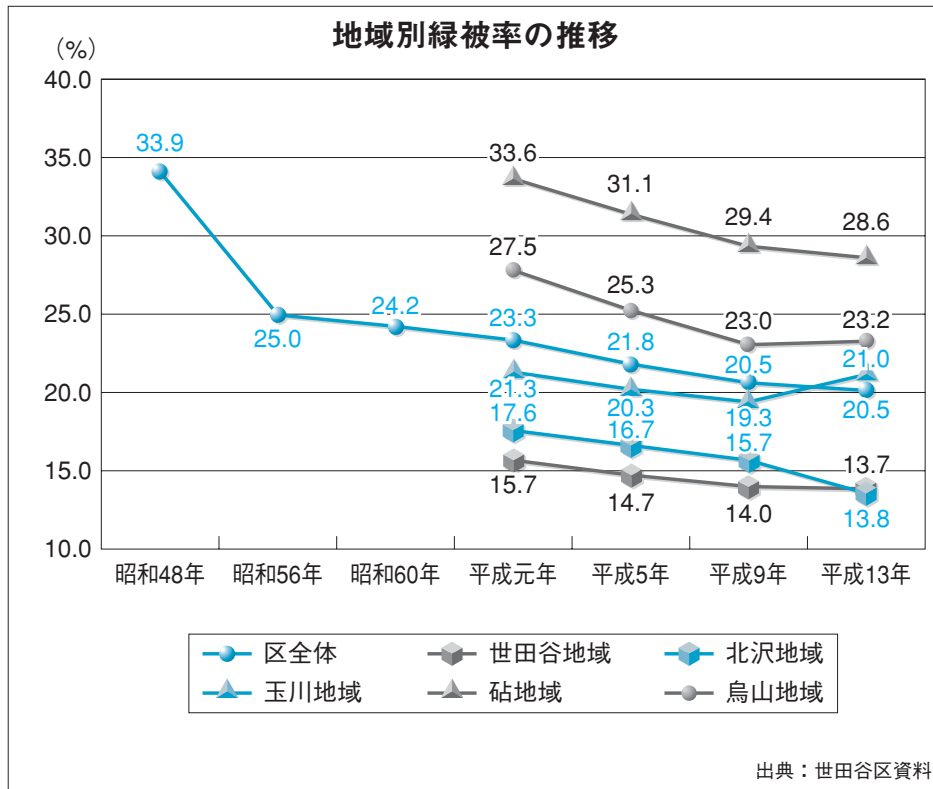
※【世田谷ものづくり学校】

平成16年3月に統合された旧池尻中学校を活用し、平成16年10月に開校した。「学び・雇用・産業」の再生といった視点から、民間の活力を生かした新しい手法により、世田谷らしい新たな産業と観光の拠点づくり、創業に関する技術的支援や場の提供、ものづくり体験と交流の場の提供などに取り組み、新たなコミュニティづくりや地域の活性化をめざしている。

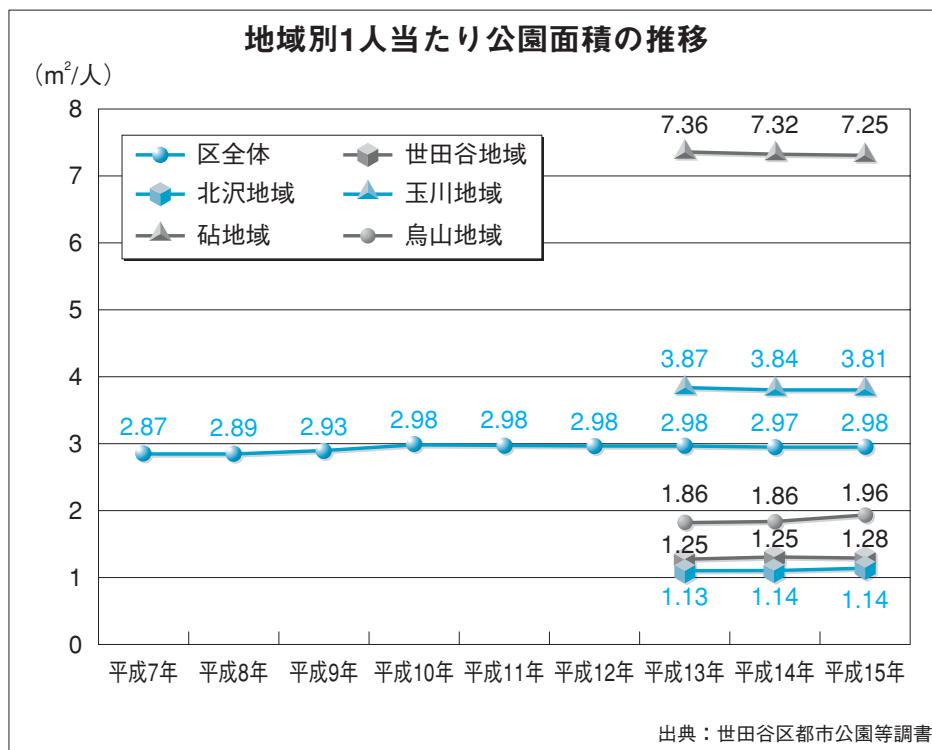
1 水と緑が豊かで美しい まちなみのある世田谷づくり

現状と課題

(1) 世田谷区内のみどりは、区民生活にうるおいをもたらすとともに、良好な住宅地としての世田谷区を象徴しています。しかし、緑被率は、市街化の進行により、約20%にまで低下しており、また、世田谷区にとっての「みどりの生命線」である国分寺崖線においても開発が進み、みどりが減少してきています。区内に残る貴重なみどりを守り、育てるため、区独自の規制や誘導を行う必要があります。



(2) 区民1人あたりの公園面積は、平成16年度当初、3m²であり23区中15位であります。今後は、区民、事業者の協力を得ながら、地域に親しまれ、利用される公園として広場や緑地などを、整備・確保していく必要があります。また、多くの区民が参加し、自分たちの公園として、自主的な管理が行えるよう支援していく必要があります。



(3) 多摩川に代表される水辺環境や史跡などの歴史的、文化的資産は、世田谷区の豊かで美しい景観づくりに重要な役割を担っています。このような景観を区民とともに保全し、次世代に引き継いでいく必要があります。



喜多見ふれあい広場から望む国分寺崖線

- (4) ミニ開発や高層マンションの建設など、区内の低未利用地の開発は地域の住環境に大きな影響を与えます。今後、区民、事業者、行政の協働のもと、地域にふさわしいまちづくりが計画的かつ有効に行われるように誘導していくことがさらに求められています。



成城6丁目

問題解決の方向性

1

区民との協働によりみどり豊かなやすらぎのあるまちづくりを進めます。

(1)区内のみどりを区民との協働により、保全整備していきます。

- ①国分寺崖線に代表される世田谷区内の緑地などにおいて、水と緑の保全の視点から建築、開発に対する適切な規制、誘導を進めるとともに、緑地創出に向けた新たな取り組みを実施します。
- ②国分寺崖線の自然的環境を利用し、区民が自然環境を学習・体験する場を整備し、自然に親しむ機会を増やします。
- ③世田谷区内にある自然的環境を身近なものとしていくため、区民参加による緑化事業や公園づくり、自主的な管理など、身近なみどりを実感できる事業を展開します。

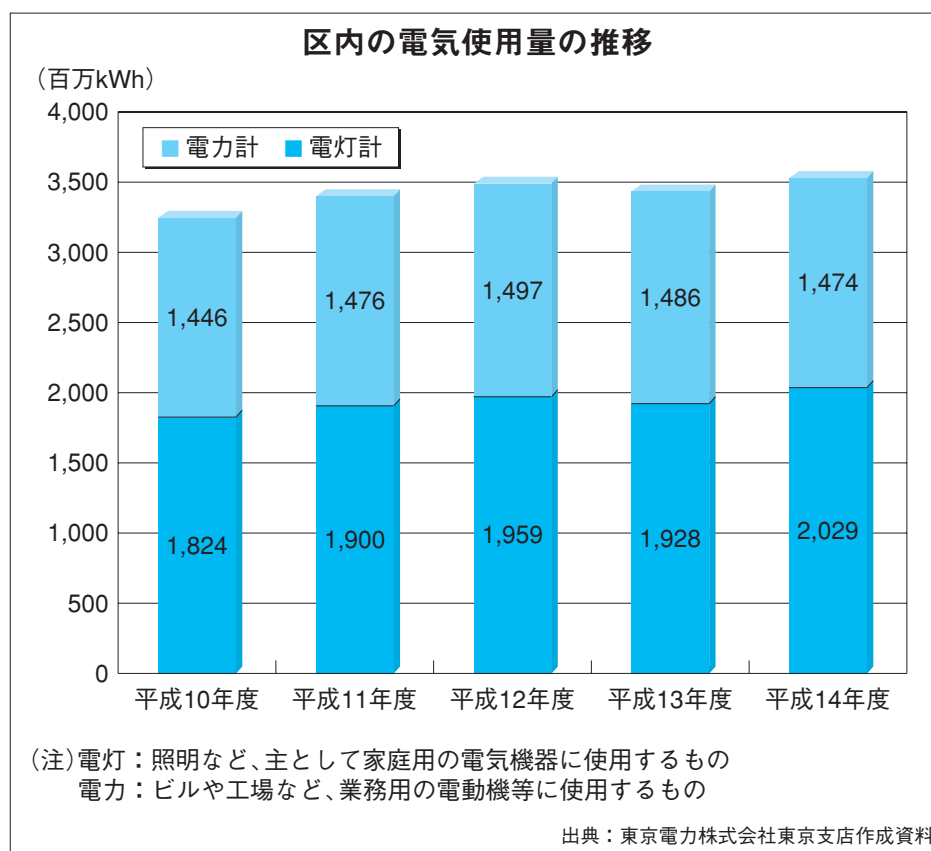
(2)次世代に世田谷区の景観を引き継ぎます。

- ①地域風景資産の選定など区民の風景づくり活動を促進し、世田谷らしさを示す風景を区民と共有できるようにし、その保全・創出を図ります。
- ②事業者による開発に対して、地域におけるコミュニティの維持、継承や周辺地域に与える影響に配慮しながら、地域の意見を反映して事業が進められるよう誘導します。
- ③地域にふさわしいまちづくりの普及啓発や情報提供に努め、区民、事業者、行政の協働によるまちづくりを推進します。

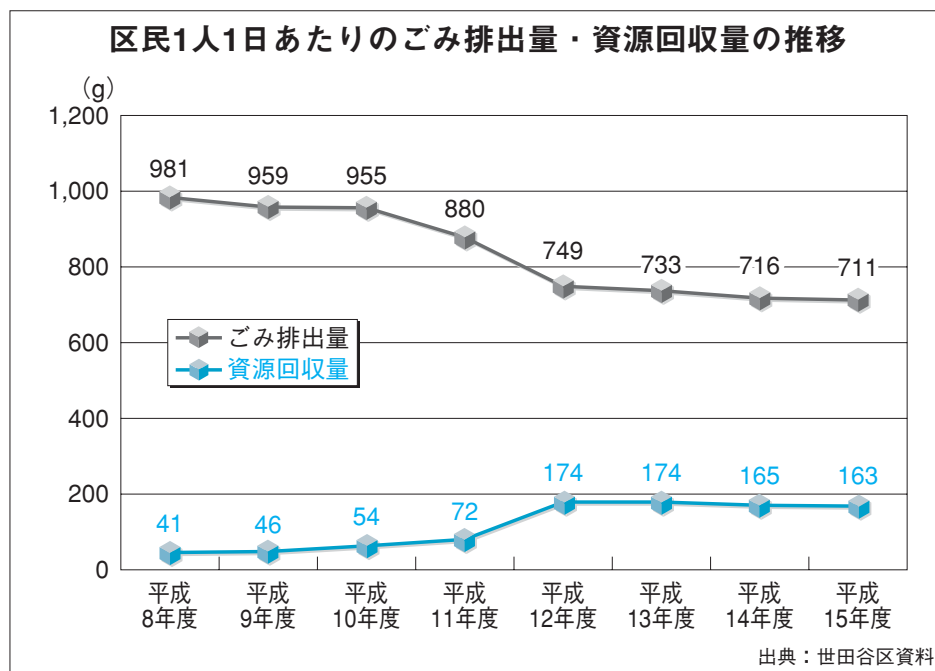
2 快適な環境で持続可能な地域社会の実現

現状と課題

- (1) 大量生産、大量消費を前提としたこれまでの社会経済システムは、私たちの社会や活動の規模を飛躍的に拡大しました。その一方で、環境に対する負荷が増大し、地球温暖化をはじめとする地球規模のさまざまな環境問題が生じています。快適な生活環境を維持するためにも、有限な資源やエネルギーを大量に消費する社会ではなく、循環を基本とした社会へと移行していくことが求められています。そのため、地球規模での環境問題について区民一人ひとりが認識を持ち、身近な地域からの取り組みを進める必要があります。



(2) 平成12年(2000年)には資源分別回収を全区展開するなど、世田谷区は、ごみの減量やリサイクルに取り組み、ごみ収集量は大幅に減少しました。しかし、最近では、横ばいの状態が続いており、さらなるごみの減量が重要な課題となっています。また、商品を消費する段階だけでなく、それを作ったり、作ったものを流通させたりする段階も含めて、環境に配慮した持続可能な社会を目指し、ごみの発生を極力抑制していく取り組みが必要です。



(3) 持続可能な地域社会の実現にあたっては、行政活動による環境負荷も課題です。区内最大の事業所である区が自ら率先して行動し、区民、事業者と協働しながら環境に配慮した取り組みを実践することも求められています。

問題解決の方向性

1

快適な環境で持続可能なまちを目指します。

(1) 環境学習・環境教育を推進します。

- ① 環境に関する普及啓発事業を実施し、区民や事業者の環境への意識醸成を進めます。
- ② 持続可能な地域社会を実現するために、その基礎となる環境学習が効果的に展開されるよう、区民、事業者が主体となった情報発信や取り組みを促進します。

(2) 区民・事業者と連携し、環境問題に取り組みます。

- ①環境負荷の低減のため、区民、事業者、行政が一体となって取り組む目標を設定し、エコライフ[※]（環境にやさしい暮らし）を実践します。
- ②資源の集団回収団体や事業者の自主的な取り組みによる資源回収比率を高め、区民、事業者主体の資源回収の仕組みをつくります。
- ③資源の有効活用のために事業者が自主的にリースやレンタル事業に取り組むよう働きかけるなど、事業者によるごみの発生、排出抑制の促進を図ります。
- ④ごみ減量やリサイクルの取り組みへの支援を進めるとともに、区民の減量努力や排出量に応じた負担などの経済的手法の検討を進めます。

(3) 区も、環境への負荷低減に取り組みます。

- ①庁舎、区有施設の省エネルギー化や、新エネルギーの導入などにより、区が率先して省資源、省エネルギー化に努めるとともに、区民や区内事業者などへ働きかけを行います。



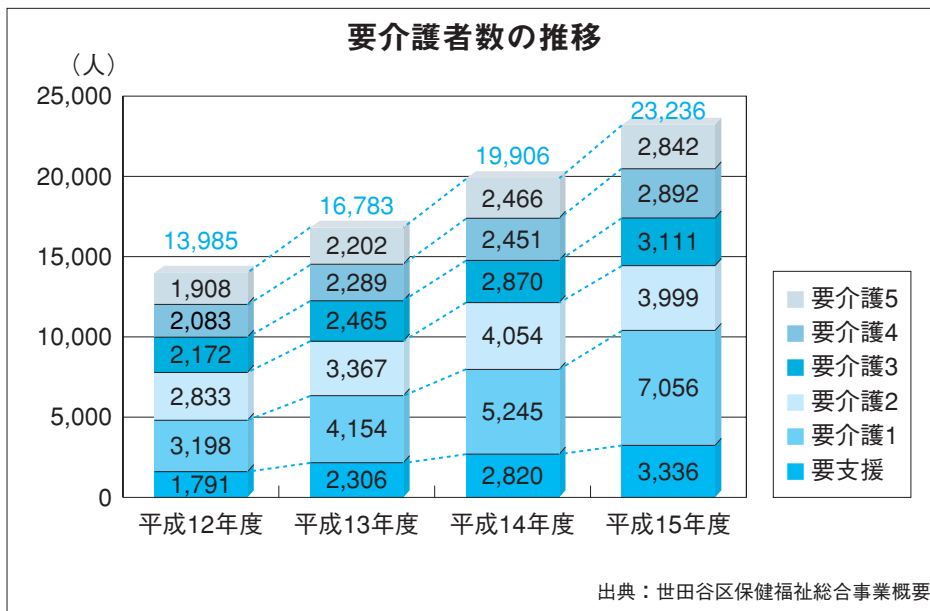
※【エコライフ】

省エネやごみ減量など、環境にやさしく無駄の少ないくらしのこと。「エコ」にはエコロジー（環境）とエコノミー（経済・節約）という2つの意味が込められている。

③ 健康づくり・疾病予防の推進

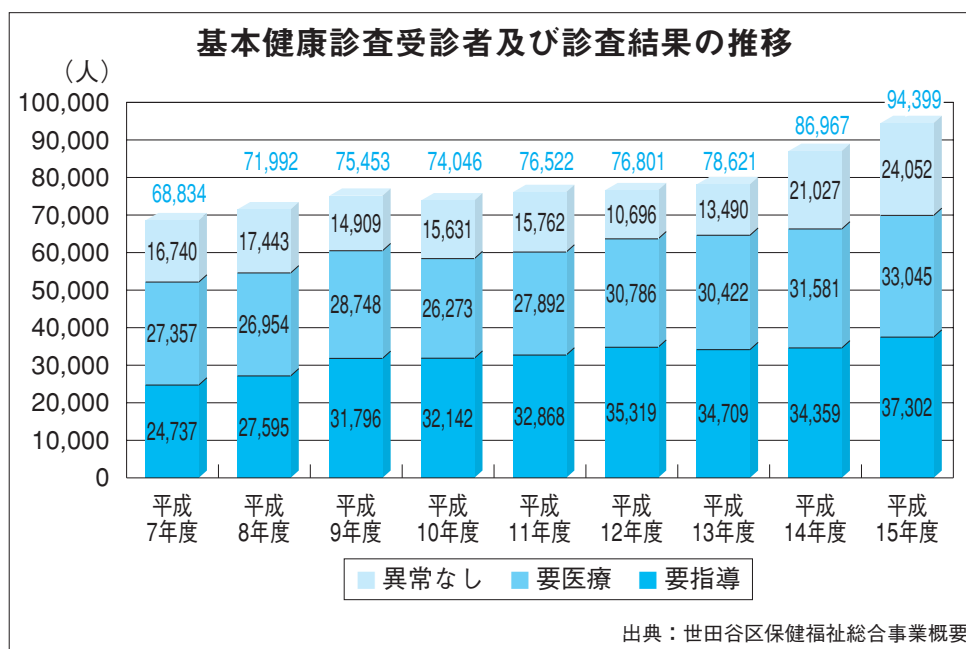
現状と課題

(1) 高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐという介護予防の取り組みは、重要な課題となっています。また、認知症である高齢者が、地域で住み続けられる環境づくりも重要です。



(2) ひとりぐらしの高齢者は、今後も増加が予想されますが、これらの人びとが孤立したり、閉じこもりになるのを防ぎ、住み慣れた地域で住み続けられるための取り組みが重要となっています。身近な地域での区民どうしの知りあい、ふれあい、支えあう活動を充実させ、自主的に活動している団体どうしのネットワーク化を図ることが一層重要となっています。

(3) 日本人の死亡原因の3分の2近くはがん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病であると言われています。健康づくりは、区民の自覚と自主的な取り組みが基本です。食習慣の改善をはじめ「予防」の観点から、区民が主体的に、壮年期からの健康づくりに取り組める環境を整備することがますます重要になっています。



問題解決の方向性

1 すべての区民が、心身ともに健康に過ごすことができるまちを目指します。

(1) 介護予防や介護の重度化を予防する取り組みを推進します。

- ① 要介護度の軽減を目指して、高齢者の筋力向上を図るトレーニング事業の普及啓発と、そのための人材の育成や拠点の拡充を図り、事業の裾野を広げていきます。
- ② 疾病や閉じこもり傾向により、心身の機能が低下しつつある虚弱高齢者を対象にして、介護予防教室や低栄養対策を実施します。
- ③ 加齢に伴う高齢者の認知症の発生を予防し、その進行を抑制するため、認知症予防プログラムを普及させるとともに、地域の人びとの認知症に対する理解を促進する取り組みを行います。

(2) 区民の主体的な地域の支えあい活動を広げ、ネットワーク化を図ります。

- ① 高齢者に対する区民どうしの支えあい活動についてこれまで以上に支援していくとともに、高齢者の24時間見守り事業を全区展開し、区民との協働による新たな取り組みを進めていきます。

(3) 区民一人ひとりの健康づくりを支援します。

- ①毎年行う基本健診の結果をデータベース化し、健康づくり事業に活用するとともに、有効な情報を集めそれを提供する体制を整備して、区民一人ひとりの健康意識の向上を図り、区民自ら行う健康づくりに役立つ取り組みを推進します。
- ②健康づくりを支援する人材の育成や、事業者との連携をとおして、健康相談や健康指導を充実させ、区民主体の健康づくりを支援します。
- ③地域の人材、大学やNPOなどとの協働により、健康にとって最も基本である「食」について適切な情報提供を行い、「食」を通じた健康づくりを行います。
- ④「食」の安全安心の推進に向けて、区民への情報提供を進めるとともに、生産者や流通業者、商店街や飲食店などの事業者への働きかけと連携を進めます。

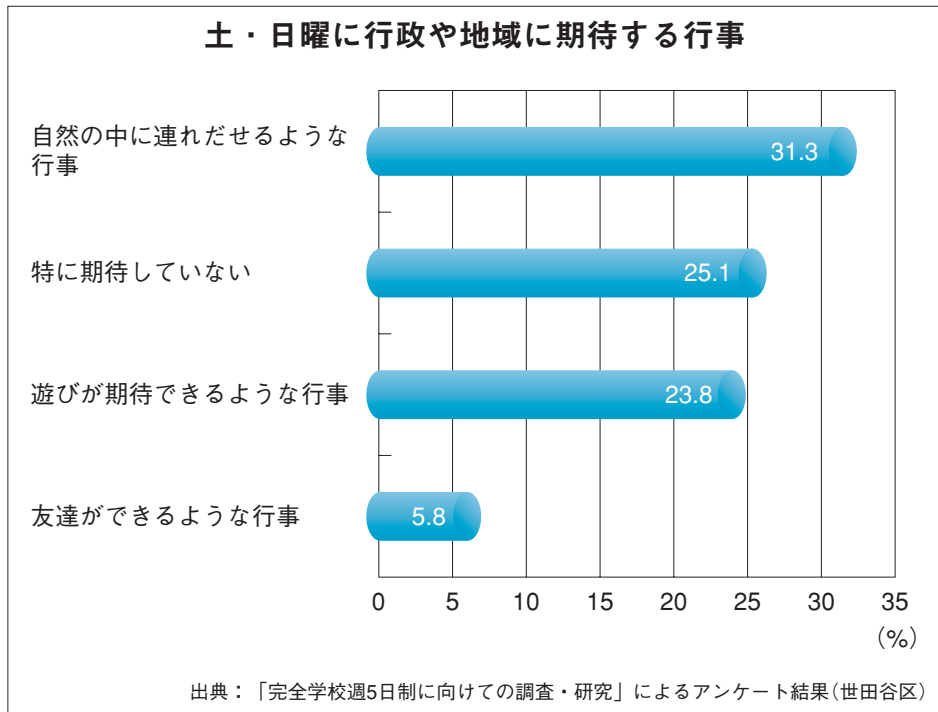


高齢者の健康づくり活動

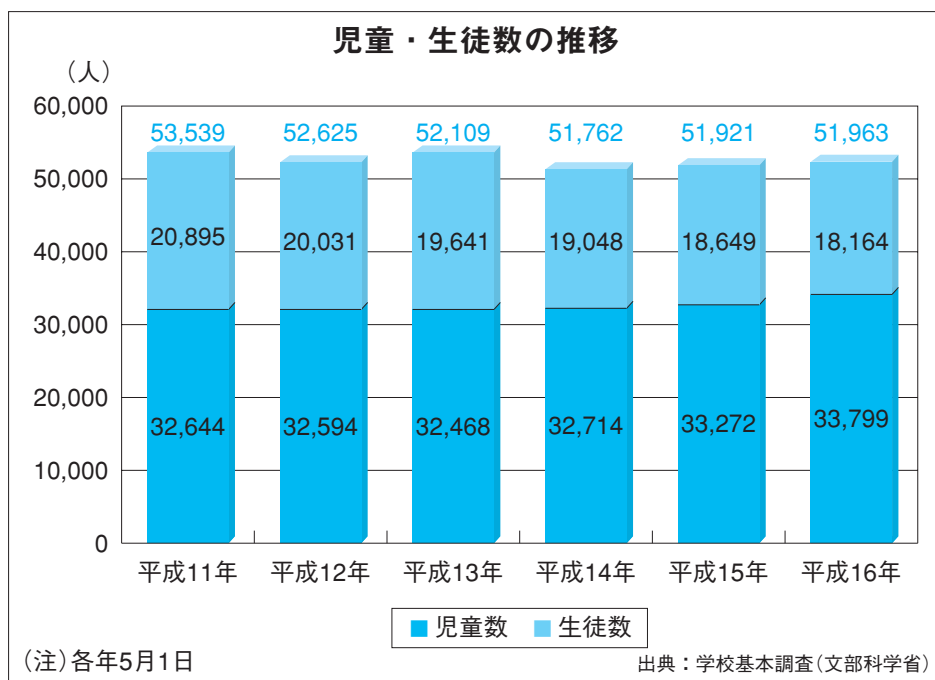
1 次代を担う人づくり

現状と課題

(1) 核家族化やIT（情報通信技術）の進展、学校週5日制など子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。子どもの自主性や社会性を育み、子どもが一人の人間として、将来に向け、自己を確立するためには、子どもが成長する場としての家庭や学校、地域の連携が強くと求められています。子どもの成長段階に応じた体験学習や社会参加など、地域でのふれあいの機会を増やしていくことが重要です。



(2) 家庭と地域、学校のより一層の連携、協力を図るためには、学校運営に地域の声をこれまで以上に反映させることが必要です。地域のさまざまな人材が、学校運営に積極的に関わっていくことで、地域全体の教育力を向上させ、家庭や学校の抱える課題を解決していかなければなりません。



(3) 子どもが健やかに育つため、各成長段階に応じて保健、福祉、医療の総合的な取り組みが求められています。また、障害があるなど配慮を要する子どもに対して、乳幼児期から就労期まで、その過程に応じて、一人ひとりの課題に合わせて支援していくことが課題となっています。

(4) 次代を担う個性あふれる子どもを育てるには、豊かな人間性や知力、体力を身につけていくことが大切であり、適切な集団規模による学習や自ら学ぶ力を育む学習など教育内容や環境の一層の充実が求められています。

問題解決の方向性

1

元気な子どもが地域社会でのびのびと活動できるまちを目指します。

(1)子どもの自立を支援します。

①子どもの成長に応じ、それぞれの年齢に応じた子どもの個性を伸ばす体験、社会参加の機会を確保し、自主性を尊重しながら子どもの自立を支援します。

(2)子どもの健全な心とからだづくりを支援します。

①学校や幼稚園、保育園、地域が連携した食育の機会や保護者への講習会などによって、幼児期からの生活習慣の基礎づくりや、子育て世代の保護者の食習慣の改善を図り、子どもの健康を増進します。

- ②性教育や性感染症予防に関する取り組みを充実し、性に関する健全な意識の涵養と正しい理解の普及を図ります。

(3)乳幼児期から就労期まで、障害があるなど配慮を要する子どもに対し一貫した支援を行います。

- ①障害の早期発見・療育相談や地域生活支援機能の充実を図るとともに、保護者と関係機関が連絡・相談しやすい環境を整え、乳幼児期から学齢期、就労期まで一貫した支援を行います。

2

地域に開かれた学校づくりをすすめ、地域で子どもを育てるまちを目指します。

(1)地域に根ざし、開かれた学校づくりを推進します。

- ①地域運営学校の設置、地域教育基盤[※]の整備などにより、地域が学校運営に一層参画し、保護者や地域の人びとの意見を学校運営の基本方針等に反映させ、学校と家庭、地域との一層の連携を図ります。
- ②専門知識や技能を持つ地域の人材や大学の教員による特別授業や学生による部活動の指導など、区内の人的資源を広く学校教育の場で活用していきます。

3

一人ひとりの個性と創造性を育む世田谷らしい特色のある教育を推進します。

(1)地域から信頼される学校運営を行います。

- ①保護者や地域の人びとから信頼を得るため、学校の教育活動について地域による評価を実施し、その結果に基づく見直しを図るとともに、必要な教育情報を保護者や地域の人びとに提供するシステムを構築します。
- ②教員の指導力、能力の開発・向上を図ります。

(2)主体的に学び、考え、行動する力を育む教育を推進します。

- ①よりきめ細かい学習指導を行うため、少人数教育をさらに推進します。
- ②子どもたちの勤労観、職業観を育むため、区内産業の関係者等との連携による取り組みを進め、進路指導の充実を図ります。

※【地域教育基盤】

複数の小・中学校が連携した区域（中学校区を標準単位とする）において、学校・家庭・地域が協働してそれぞれの教育力を高めていくための支援体制のしくみ。

- ③区立小・中学校の教科に「日本語」を新設し、世田谷の児童・生徒が深く考える素養を身につけ、表現能力の向上や日本文化への理解を深める取り組みを行います。
- ④文化、芸術、スポーツなどの分野で活躍している区民による指導の機会を設け、子どもたちが持つ才能の芽を育てる体験学習を推進します。

(3)障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を充実します。

- ①障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その持てる力を高められるよう、特別支援教育を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに対応できる支援体制を充実します。

(4)学習に最適な教育環境を整備します。

- ①情報教育などを充実できる教育環境の整備を進めるとともに、校舎が災害時の避難所であることを考慮し、老朽化した校舎の改築を進めます。
- ②子どもたちの豊かな人間性の形成と集団による学習効果を考慮し、学校の適正規模を確保するため、小・中学校の規模や配置の適正化を図ります。

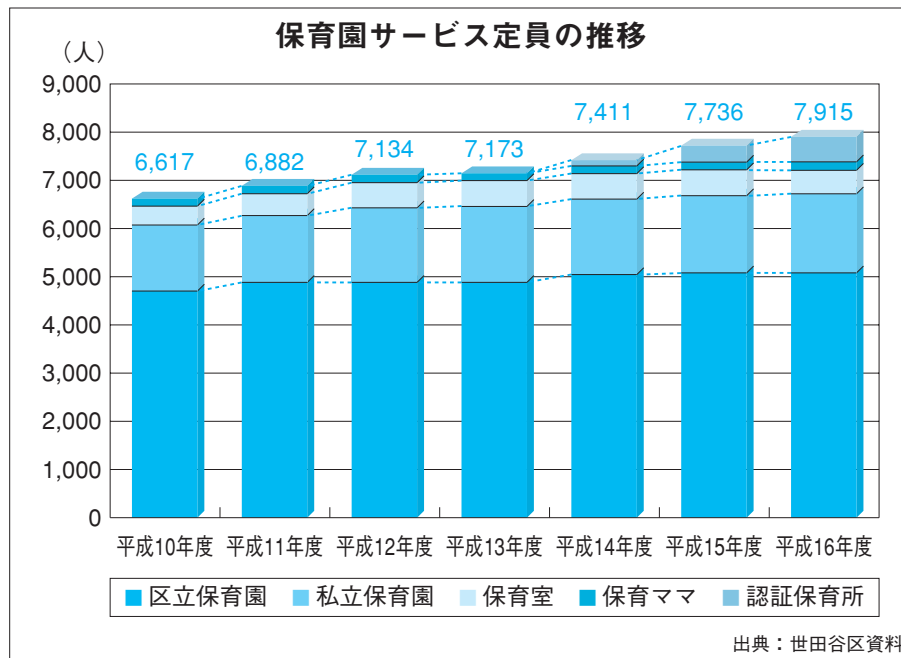
(5)就学前（幼児）教育の充実を図ります。

- ①就学前の幼児一人ひとりが生涯にわたる基礎を培えるよう、望ましい成育環境を整え教育内容の充実に努めるとともに、幼稚園、保育園、小学校、家庭、地域などとの連携を推進します。
- ②幼稚園と保育園が相互の機能を十分に活かし、ともに専門性を磨くための研修を充実し、在宅児も含めた就学前教育全体の質の向上を図ります。

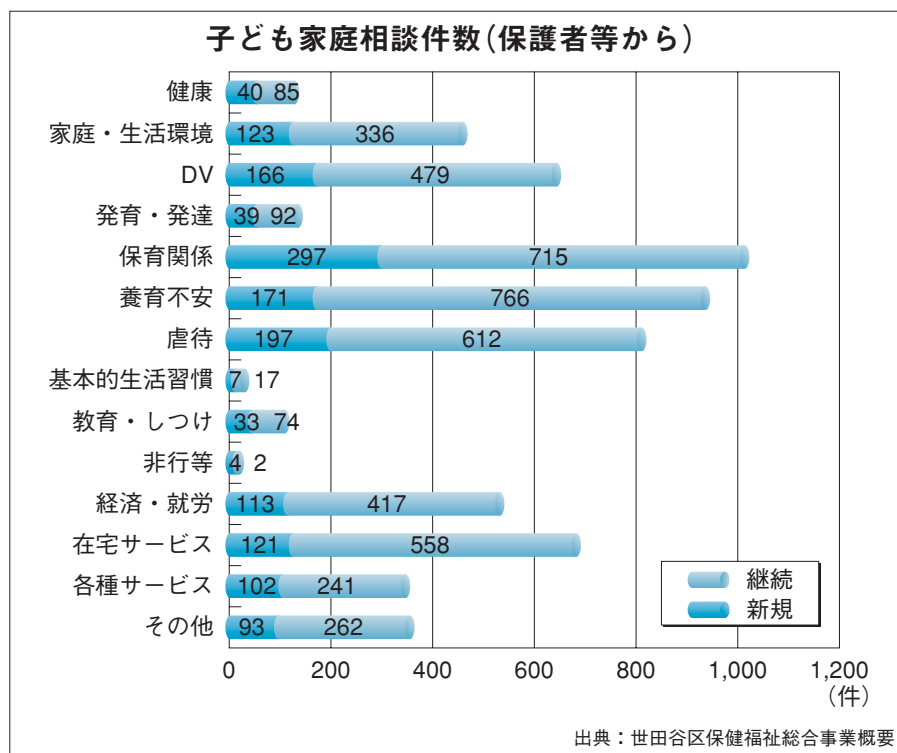
② 安心して子どもを育てられる環境づくり

現状と課題

- (1) 世田谷区では、就学前の子どもの約5割が在宅での子育てとなっています。核家族化の進行や地域の交流の希薄化の進行などにより、子育て家庭が孤立化し、子育てに不安を抱える親が増加しています。そのため、親が身近な場所で集い、地域で支えあう子育て環境づくりが求められています。また、子育てに関する相談機能や子育て中の親を対象とした学習機会の充実を図っていく必要があります。
- (2) 世田谷区では、保育サービスの待機児の解消を目指して取り組みを進めてきましたが、近年の人口増加に合わせ、再び待機児が増加傾向にあります。また、就労形態の多様化などにより、延長保育の充実や病気回復期にある子どもの受け入れなど多様な保育サービスが求められており、仕事と育児の両立への支援が課題となっています。



(3) 近年、保護者から児童虐待に関連する相談が増えています。平成16年（2004年）に児童虐待防止法が改正され、児童虐待や児童相談に関する区の役割が明確化されました。子どもの安全を確保するために、区は、児童相談所や警察署などの関係機関と連携し、児童虐待の予防や早期発見に努めるなど、的確な対応を図ることが求められています。



問題解決の方向性

1

家庭で、ゆとりをもって子育てができる環境整備と保育サービスの充実を進めます。

(1) 家庭での子育て不安を解消するため、相談・支援体制の整備など在宅子育て支援を充実します。

- ① 子育て中の親に対する育児教室や保育園での体験保育や相談支援など、在宅子育てを支援することにより、育児不安や育児ストレスの軽減や解消を図ります。
- ② 地域で子育て支援を担う人への研修強化など、子育てに関する人材の育成を図り、地域で子育てしやすい環境を整備します。

(2)多様な手法により、保育サービスの種類、量を拡充するとともに、質の向上を図ります。

- ①保育時間の延長や病後児保育など保護者の多様な保育ニーズに対応するため、民間活力を導入し保育サービスの提供を図ります。
- ②多様な保育ニーズに応じて、認可保育園の整備、認証保育所の増設、保育ママの設置などあらゆる手法を活用して、早期に保育サービス待機児のゼロを実現するとともに、さまざまな保育サービス基盤の強化を図っていきます。
- ③良好な子育て環境づくりを進めるため、幼稚園と保育園の機能を一体化した「総合施設」を整備します。
- ④保育サービスの質の向上を図るため、評価の仕組みや指導検査体制を強化します。

2

子どもを守る総合的な環境を整備します。

(1)児童虐待の早期発見・予防など、安心して子育てができる環境を整備します。

- ①児童虐待に関する専門的な対応等を図るため、基幹型の子ども家庭支援センターを設置し、職員の研修充実や保護者に対する子育て教室の実施をとおり、子育てに関する総合支援を図ります。
- ②身近な地区での子育て支援機能の充実を図るため、各地域の子ども家庭支援センターと、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、相談機能や情報提供などを充実させます。
- ③子どもの緊急の病気に早期に対応するための小児救急医療の推進を図るとともに、情報提供等を充実させます。



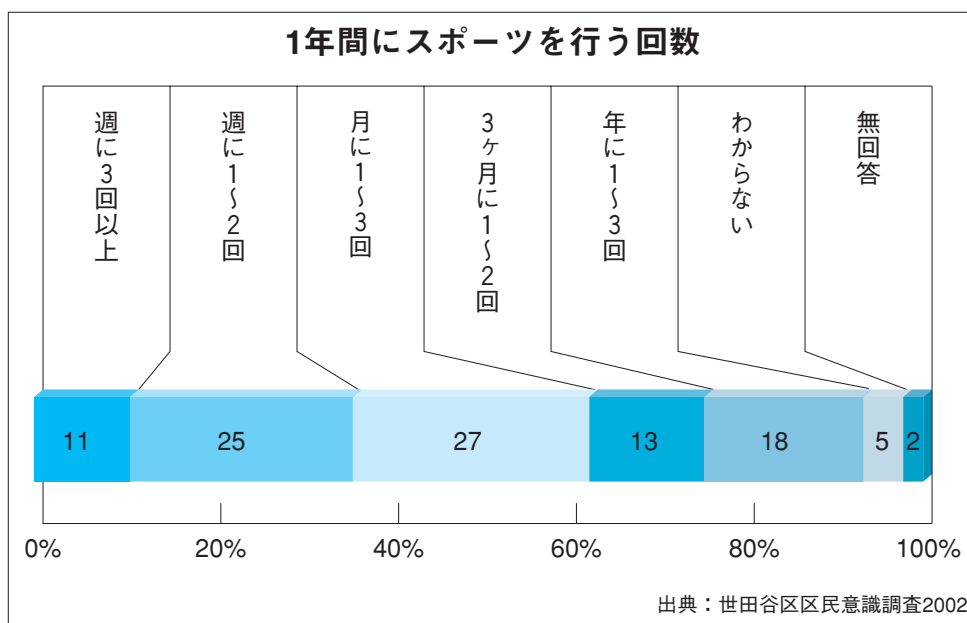
③ 世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり

現状と課題

- (1) 世田谷区は、さまざまな分野で活躍している文化人が多く暮らし、また、世田谷美術館をはじめとする美術館や世田谷文学館など、多様な文化芸術施設、文化資源を有しています。さらに、下北沢や三軒茶屋、二子玉川など、若者文化をはじめとする個性あるまちの魅力の発信拠点を数多く有しています。これらの文化、個性を活かしたまちづくりを進め、文化都市世田谷の魅力をさらに高めていくことが求められています。
- (2) 世田谷区には、多くの大学、短大、専修学校があり、活気の源となっています。また、こうした大学などは、学生、社会人をはじめ、あらゆる世代の学びの意欲に応えられる生涯学習の場でもあります。大学等の協力により、こうした教育施設を区民が気軽に利用できるようにするなど、環境の整備が必要です。



(3) スポーツやレクリエーションは、健康増進や体力向上、さらには精神的充足にもつながるなど区民生活の中で大きな意義を有しています。スポーツ、レクリエーション活動を行う意欲を持った区民が、それを始めるきっかけが持てるように、身近な地域でスポーツができる環境をつくることが重要です。



総合運動場温水プール

1

世田谷の文化・個性を活かしたまちづくりを進めます。

(1) 区民が文化をとおして心の豊かさやうるおいを享受できる環境をつくり ます。

- ①区の文化に関する理念を示し、区の取り組みや区民の文化活動の指針としていきます。
- ②文化人や文化施設、まちの個性など世田谷区の文化資源を活用し、区民、民間レベルでの文化交流を活性化させ、新たな世田谷区の文化を創造・発信します。
- ③区内に多数居住している文化人とのふれあいなど区民が優れた文化芸術に触れ、体験し、交流する機会や場の充実に努め、区民の文化活動や創作活動を支援します。

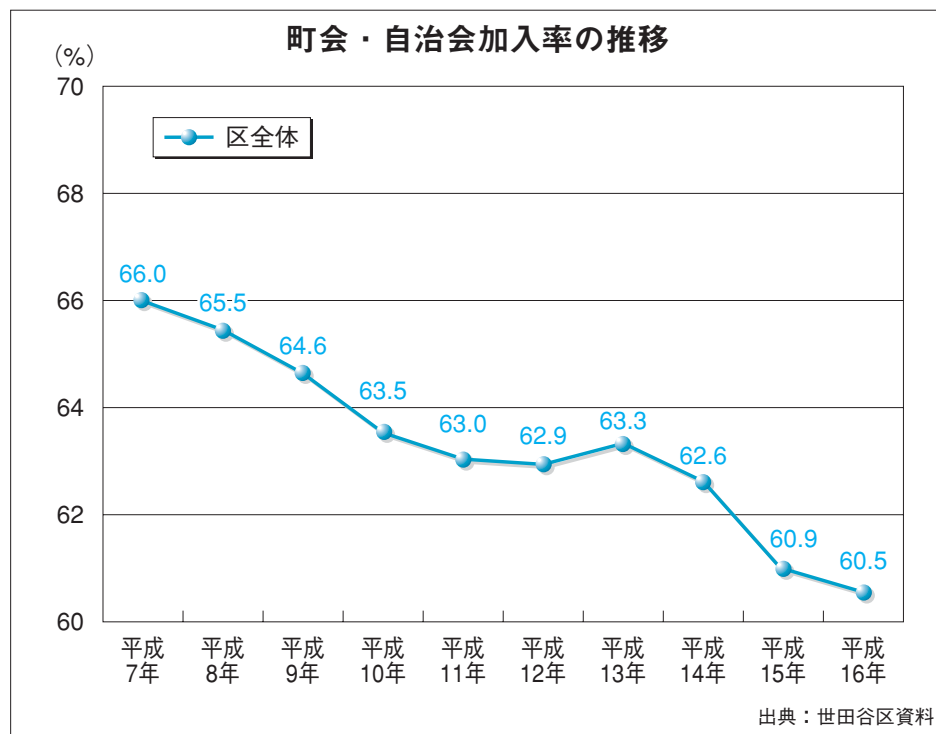
(2) 身近な地域での生涯学習活動やスポーツに区民がより主体的に参加し、 楽しめる環境づくりを進めます。

- ①大学や短大、専修学校などの教育環境を活かし、子どもから高齢者まであらゆる世代の学び、自己実現の意欲に応える場や機会を充実させます。また、IT（情報通信技術）を活用した学びの場の提供を図ります。
- ②地域のスポーツクラブや団体などとの連携、協力により、区民が身近な地域で、気軽に生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に親しめる環境づくりを進めます。
- ③区民が、生涯学習の場として図書館を気軽に利用できるように、大学図書館などとの協力・連携や区立図書館の運営手法の改善により、より身近で利用しやすい図書館づくりを進めていきます。
- ④小・中学校や地域で活動する団体などとの連携を図りながら、乳児期から本に接するきっかけをつくり、子どもの読書の機会の充実や読書意欲を高めるための環境を整備します。

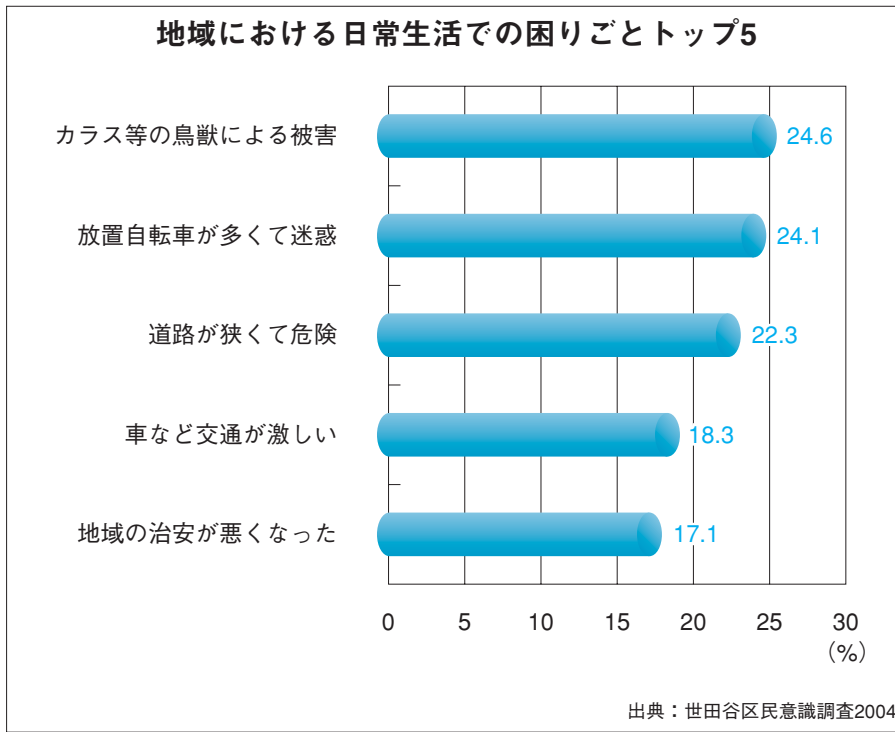
1 協働のまちづくり

現状と課題

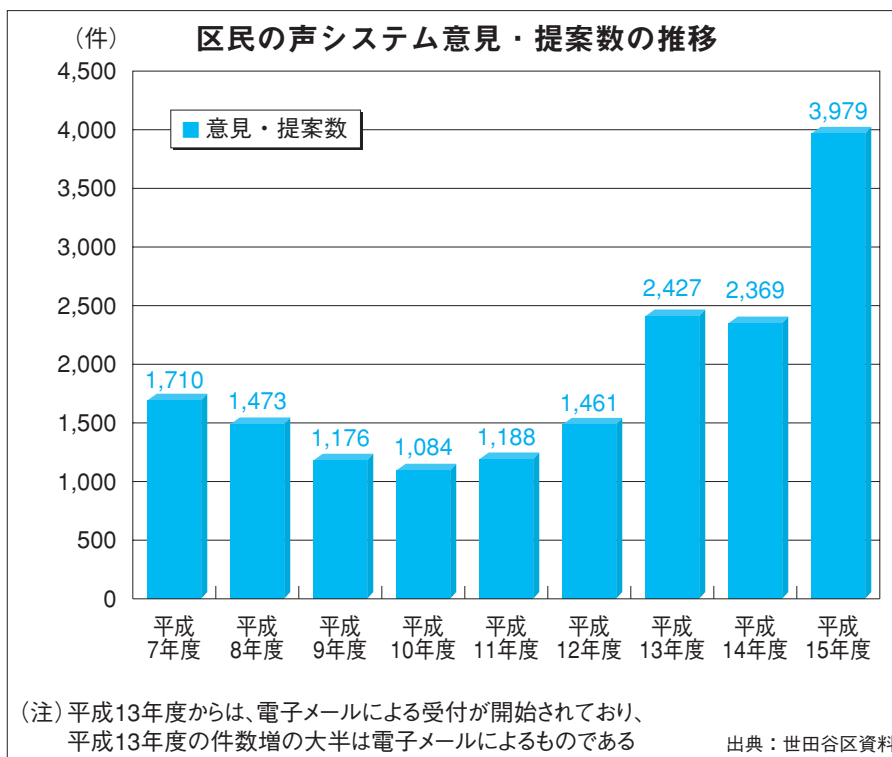
- (1) 82万の人口を有している世田谷区では、毎年全人口の約4分の1に及ぶ人びとが転出や転居をしています。そのような中、単身世帯数が増加し、町会・自治会への加入率は低下傾向にあり、区民相互や世代間交流の機会の減少や地域での活動への関心の低下など、地域における活動の停滞が見られます。安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現には、区民一人ひとりが、まちづくりの主体であるとの自覚をもち、区民が、身近な地域課題を自ら解決できるコミュニティづくりを進めることが必要です。



- (2) 世田谷区では、町会・自治会をはじめとする区民団体やボランティア、NPOさらには企業などが、環境、福祉、教育などさまざまな分野で活躍し、地域を活性化し支える力となってきました。こうした活動主体が、地域の課題を解決するための担い手として、さらに幅広く活躍できるまちを目指して、相互に連携し、活動しやすい環境整備を進めることが求められています。区は、新たな協働事業の実施や行政が主体として行ってきた事業の協働化を進めるなど、地域の担い手とさまざまな場面で一層の協働を進め、活力ある地域づくりを進めることが求められています。



(3) 協働のまちづくりを進めていくうえで、区民、事業者等と行政は、期待される役割や責任を自覚、尊重し、対等のパートナーとしての関係を築いていくことが必要です。区は、区政に関する情報の提供を充実させることにより、区民、事業者等と情報や課題の共有化を図るとともに、計画策定や進捗管理など区政運営の各段階での区民参画を進め、協働の前提となる区民参画の仕組みを強化することが重要となっています。



問題解決の方向性

1

区民による自主的なまちづくりを支援します。

(1)地域におけるコミュニティの自主的な活動を支援します。

- ①交流の場の提供など、区民の多様な地域活動を積極的に支援します。
- ②地域活動を活発化するため、公共施設やIT（情報通信技術）を活用し、区民が自主的に活動しやすい環境を整備します。
- ③区は、まちづくりの主役である区民の自治意識が高まるよう、自主的なまちづくり活動を支援します。

(2)NPOなどの活動を促進します。

- ①NPOの自主事業の展開を支援するため、NPOの活動拠点を整備するとともに、行政とNPOとの協働事業を推進します。
- ②地域社会の一員である企業の社会貢献活動を促進するため、啓発活動や情報の提供など活動環境の整備に努めます。

2

協働によるまちづくりを推進します。

(1)区民との情報共有を進めます。

- ①区の広報紙やホームページなどを、よりわかりやすく、使いやすくし、区や区民のさまざまな取り組みについての情報を効果的に提供します。
- ②IT（情報通信技術）などを活用し、区民の相談に迅速に対応し、区民の利便性の向上を図ります。
- ③透明・公正な行政運営や区民への説明責任を徹底し、区に対する信頼の向上を図るため、個人情報の保護に配慮しながら行政情報の公開を充実します。

(2)地域の担い手である区民、事業者、行政相互の協働をさらに進めます。

- ①計画等について、区民から意見を提出してもらい区の取り組みに反映する仕組みの活用や、各種審議会への区民参加を進め、計画段階から事業執行、評価に至るまで広く区民が区政に参画できるようにします。
- ②地域のさまざまな主体をまちづくりの貴重な資源ととらえ、区内の大学、学生、商店街、さらには区外の居住者との連携も視野に入れて相互の協働を進めていきます。

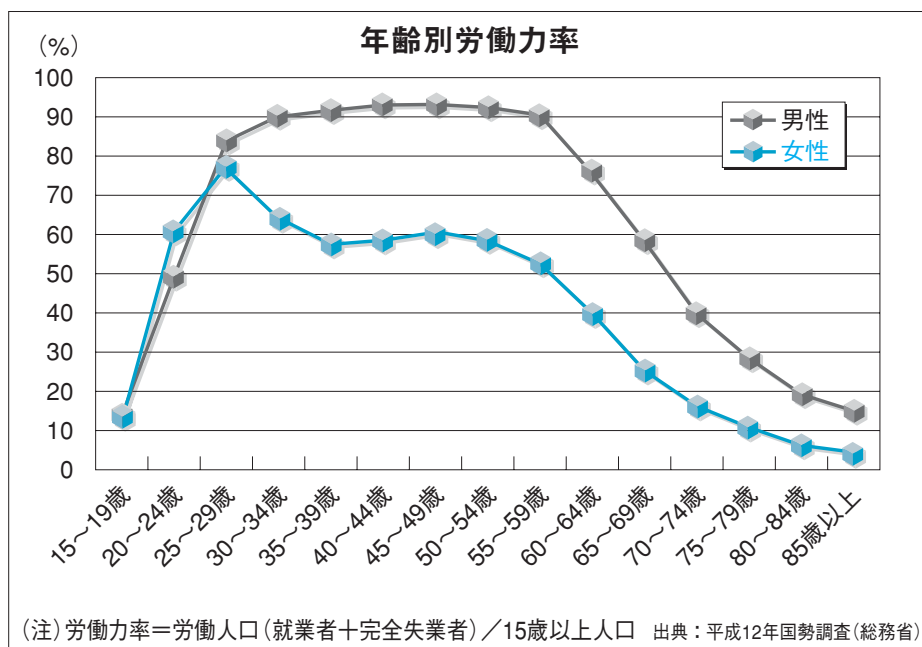
③世田谷区は、地域に関わる多様な主体を担い手として地域づくりを進めるために、地域の活動主体が対等な関係で協働できる環境を整備し、新しい時代にふさわしい区民自治を目指します。



2 男女共同参画推進のまちづくり

現状と課題

- (1) 地域社会への多様な区民の参加が求められる中で、政治や経済では男性、地域活動では女性といったように、分野によって男女の参画に格差がみられます。審議会等区政の方針決定にかかわる役職についている女性の割合は、依然として低い水準にあり、こうした状況の改善を図り、あらゆる分野で性別による役割が固定されることなく、男女がともに参画できる社会づくりが必要です。今日なお、社会通念や慣習において、男女の固定的な役割分業意識が払拭されておらず、男女が多様な生き方を互いに認め合い、平等に生きる意識づくりが求められています。
- (2) 女性の就業状況は、子育て期に就業を一時中断し、子どもが成長すると再び就業するM字型年齢別労働人口構成になっており、仕事と子育ての両立が難しいことがうかがえます。また、高齢社会の進行とともに、介護の負担が女性に偏る傾向にあります。一方、雇用の場では、就業機会や条件など男女間の不平等が依然としてみられ、女性の就業をめぐる状況の厳しさが続いています。こうした中、子育てや介護等について地域社会全体で支える環境づくりを進めるとともに、働きやすい職場環境の整備に向けて、男女の意識改革や、男女の多様な就業形態を支援する施策の充実を図ります。また、就業における男女平等を推進する各種法制度の実効性を高める必要があります。



- (3) 近年、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）や、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が大きな社会問題となっており、被害者の保護をはじめとして、発生防止に向けた教育施策の推進、地域や関係機関との連携強化などにより、あらゆる暴力を許さない環境を醸成することが必要です。

問題解決の方向性

1

男女それぞれの個性と能力を十分発揮できる社会を創出します。

(1) あらゆる分野で男女がともに参画する社会を目指します。

- ① 区の政策・方針決定過程への女性参画や、地域や家庭への男性参画を促進するとともに、区政への参加・参画、地域活動を主体的に行う人材育成に努めます。
- ② NPO等の市民活動団体との連携・協力の推進により、子育てや介護、働いている男女が区民活動に参加できるように支援します。

(2) 男女の自立を育む社会を目指します。

- ① 仕事と家庭の両立支援に向けた取り組みを促進し、一人ひとりがライフ・デザインやキャリア・デザインを描き、実現できる環境を整備していきます。
- ② 雇用の場における男女平等を推進するため、就業環境の整備に努めていきます。

(3) 性別にかかわらず互いに人権を尊重し合う社会を目指します。

- ① 家庭・学校・職場・地域などのあらゆる場と機会をとおして男女平等に向けた意識改革に取り組みます。
- ② ドメスティック・バイオレンスや性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆる人権侵害の防止に努めます。

第5章

重点的取り組み —リーディングプロジェクト—

リーディングプロジェクトは、将来に向けた区政の最重要課題への取り組みであり、区の重点施策を牽引する横断的な取り組みです。

リーディングプロジェクトは、今後10年間の区の取り組みを象徴するとともに、区民が夢を持ち、まちを元気にし、世田谷の魅力を高め、住みたいまち、住んでよかったと思えるまちにするための取り組みです。

リーディングプロジェクトは、区民と行政が幅広く知恵と力を合わせて着実に推進していくものです。

Project 1

身近で便利 交流促進プロジェクト

Project 2

次代を担う世田谷っ子プロジェクト

Project 3

いつまでも生きがいを生涯現役プロジェクト

Project 4

区民が創る良好な環境プロジェクト

Project 5

世田谷の魅力倍増プロジェクト

リーディングプロジェクトでは、各プロジェクトの取り組みの「目的」を示すとともに、達成度や参加度を把握する「成果指標」を設けました。

この他に、「現況・背景」では、世田谷区を取り巻く課題を整理しました。

区民と行政が取り組むための基本的な方向性を示す「取り組みの方向性」、それを分かりやすく図示した「取り組みのイメージ」で構成しています。

身近で便利 交流促進プロジェクト

目的

都心に近く風格がある住宅都市、世田谷区には、暮らしに便利なまちの機能や魅力がいっぱい詰まっています。これらの魅力に気軽に触れるため、誰もが、まちに出かけやすい安全で快適な移動環境を整備し、また、身近で気軽に区政や地域活動に参加できる環境づくりを進め、交流が活発で身近なまちを実現します。

現況・背景

- ◆ 都心に近く便利でありながらも、風格のある良好な住宅街やみどりの溪谷、下町風のにぎわいなど、多様な機能や魅力が一つに詰まっているのが世田谷区の特徴であり、大きな財産となっています。
- ◆ 道路の計画的整備や交通不便地域の解消による、まちの利便性や快適性などの向上が課題となっています。
- ◆ 子どもや高齢者、障害者など誰もが安全で歩きやすく移動しやすい道路や歩道、商店街などの環境整備を進め、人の行き来や交流を促すことが必要です。
- ◆ 今後、急速な高齢化が進む中で、身近な地域で必要な情報を入手し地域活動に役立て、行政サービスが身近に利用できる環境整備が求められるようになっていきます。

取り組みの方向性

1 身近で利用しやすい道路・交通環境の整備

道路網の整備や自転車の利用環境の向上、地域と地域とを身近に結ぶ公共交通サービスの導入を進め、まちの利便性を向上します。

2 だれもがまちに足を運びたくなる安全・便利な歩行空間の整備

身近な商店街におけるユニバーサルデザインのまちづくり、バス停や主要駅の快適性向上やバリアフリー化の推進、歩車道分離など安全な歩行空間の確保などを進め、誰でも気軽に足を運びたくなる、誰もが移動しやすいまちを実現します。

3 IT（情報通信技術）の活用による身近な参加と利用の促進

身近な地域における活動の場やIT（情報通信技術）を活用しながら、区民への情報提供や意見を聞く環境を整備するなど、区民参加を促進します。出張所における活動スペースの確保など区民の交流の場の整備や電子相談などのサービスが気軽に利用できる環境の整備を進めます。

ITの活用による身近な参加と利用の促進

区民活動スペースの提供

インターネットによる区民利用環境の整備



区民の
交流の場の
整備

ユニバーサル
デザインの
まちづくり

交流促進

自転車や
バスで
出かけやすい
環境

安全な
歩道づくり

総合的な移送
システム



だれもがまちに足を運びたくなる 安全・便利な歩行空間の整備

身近で利用しやすい道路・交通 ネットワークの整備

道路ネットワーク整備の推進

自転車利用環境の整備

地域をつなぐバス路線の充実

次代を担う世田谷っ子プロジェクト

目的

世田谷区では、これまでも世界に誇る人材が育ってきました。これからも、世田谷区らしい特色のある教育を進め、さまざまな人との関わりや体験を通して、世界にはばたく世田谷っ子が育つまちを目指します。また、子育て不安の解消など、より良い子育て環境を整備し、安心して子育てができるまちを目指します。

現況・背景

- ◆ 働く女性の増加や核家族化などを背景に、仕事との両立、子育て経験の不足や孤立化など、子育てに対する不安や負担感が高まる中で、安心して子育てができる環境が求められています。
- ◆ 子育てについて保護者が抱えている問題や子ども自身の悩みを解決するには、家庭と地域、学校の連携・協力が不可欠です。家庭・地域・学校が連携して地域の教育力を高め、豊かな心と社会性を持った子どもを育てることが必要です。
- ◆ 変化の著しい社会にあって自ら考え、主体的に行動できる人材が求められています。子どもたちに基礎的な学力を定着させるとともに、年齢に応じたさまざまな体験を通して、国際化、IT化などの社会に対応できる力を持った子どもの育成が求められています。

取り組みの方向性

1 地域とともに子どもを育てる

子どもの健やかな成長のため、子どもどうしの交流や地域の人たちとの交流、さまざまな遊びや体験の場や機会の充実を図ります。また、地域の区民が参加する、地域に根ざした学校教育を推進し、地域の教育力の向上を目指します。

2 特色のある世田谷の教育の推進

世田谷区が持つ文化資源を活かした文化や芸術の体験事業、地域の企業や商店街、区内大学と連携した体験学習など、子どもの体験の機会の充実を図るとともに就学前（幼児）教育を推進し、子どもの個性や多様な才能を伸ばします。また、特色のある世田谷の教育を通して、日本の伝統と文化を継承し、深く考え、自分を表現できる子どもを育てます。

3 子育て環境の向上

保育サービスの一層の充実と在宅子育てへのきめ細やかな支援、子どもの安全確保や健康づくりの支援など、子育ての負担の軽減と不安解消を総合的に進め、保護者が安心して子育てでき、健やかで元気な子どもが育つ環境を整えます。

地域とともに子どもを育てる

- 遊び・体験・社会参加による自立支援
- 地域が参画する学校づくり
- 地域の教育資源を活用した地域教育力の向上



次代を担う 世田谷っ子



特色のある世田谷の 教育の推進

- 信頼される学校運営
- 豊かな人間性や知力・体力を育む
教育の推進
- 就学前（幼児）教育の推進

子育て環境の向上

- 保育サービス等の充実
- 在宅子育て支援
- 児童虐待防止対策の推進
- 配慮を要する子どもへの
継続的な支援

いつまでも生きがいを 生涯現役プロジェクト

目的

区民の5人に1人が高齢者となる時代を迎えます。日頃からこころとからだの健康を維持・向上することで、誰もが自らの知識や経験、地域の豊かな文化や人びとのつながりを活かし、地域の一員として活躍できる生涯現役社会を実現します。

現況・背景

- ◆ 世田谷区には地域に根ざした豊かな文化があります。ふだんの生活の中で多様な文化に触れ親しんだり、自ら文化創出に関わったりする人たちも多く、まちの魅力となっています。
- ◆ 社会の第一線で活躍し、これから高齢期を迎える団塊の世代の豊富な経験や知恵を、地域の問題解決やまちの魅力向上に活かしていくことが期待されます。
- ◆ 地域で気軽にスポーツに親しみ、地域で協力しあい健康づくりを進めるなど、生活の基礎となるこころとからだの健康を、生活の楽しみ・生きがいとともに実現する必要があります。

取り組みの方向性

1 地域での活躍を支える健康づくりの推進

生活習慣病予防、ねたきり予防、認知症予防など、就労世代や壮年期の段階から、健康づくりと介護予防を一体的に進めます。基本健康診査の結果など健康に関する情報を区民が手軽に利用し健康づくりに役立てたり、食育の観点から普段の食生活の改善に区民自身が取り組むなど、予防の観点から、区民主体の健康づくりに取り組んでいきます。

2 経験や知識を活かせる地域づくり

区民が文化活動やスポーツを通してこころの豊かさを味わったり、さまざまな知識や経験を吸収できる環境を充実させます。地域での自主的な防犯活動、子育てや教育の場への参加など、さまざまな社会参加の場の充実や活動の支援を通して、これから高齢期を迎える団塊の世代がもつ知恵や経験を地域の中で活かせるまちを実現します。

知識や経験を活かせる地域づくり



生涯学習環境
の整備



世田谷の
地域文化の
創造



生涯現役



生涯スポーツ
の振興



地域での活躍を支える 健康づくりの推進

介護予防の推進

生活習慣病予防の推進

食を通じた健康づくりの推進

区民が創る良好な環境プロジェクト

目的

大都市の一角を占めながら、土やみどりの恵みを楽しむ豊かな環境が、世田谷区にはまだ残されています。これからも、区民・事業者が中心となって、水と緑、土と農に親しめる自然的環境を守り育てるとともに、省エネルギーやごみの減量など環境に配慮した暮らしの実践により、心豊かな生活や、うるおいのある地域づくりを進めます。

現況・背景

- ◆ 温暖化に代表される地球規模の環境問題は、区民の日常生活や事業活動にも影響を及ぼしています。将来に向けて、持続可能な地域社会の形成など環境にやさしい暮らしかたへの転換が課題となっています。
- ◆ 区内に残る豊かな水と緑は、世田谷区の大きな財産であり、うるおいのある住宅地としての魅力を高めています。
- ◆ 自然と親しみ、景観、環境を守る活動が区内各地で行われています。

取り組みの方向性

1 環境に配慮した暮らしの実践・創出

地球環境の保全、将来に向けた持続可能な地域社会の形成に向け、公共施設や学校で率先してごみ減量や省エネルギー対策に取り組むとともに、環境学習・環境教育の推進を図り、区民・事業者の自発的な環境配慮行動を促進します。

2 身近なみどりの充実と交流促進

世田谷区内の農地の活用や未利用地等の利用に関する区民参加を通して、みどりを大切にする意識を高め、身近なみどりをつくる活動を広げます。さらに、区独自のルールに基づく開発・建築に関する規制・誘導を行い、世田谷区内の貴重なみどりの生命線である国分寺崖線の環境保全や、緑地の創出を進めていきます。

身近なみどりの充実と交流促進

- 水と緑のまちづくり
- 都市景観の形成
- 都市型農業の推進
- 国分寺崖線沿いのみどりの保全・創出

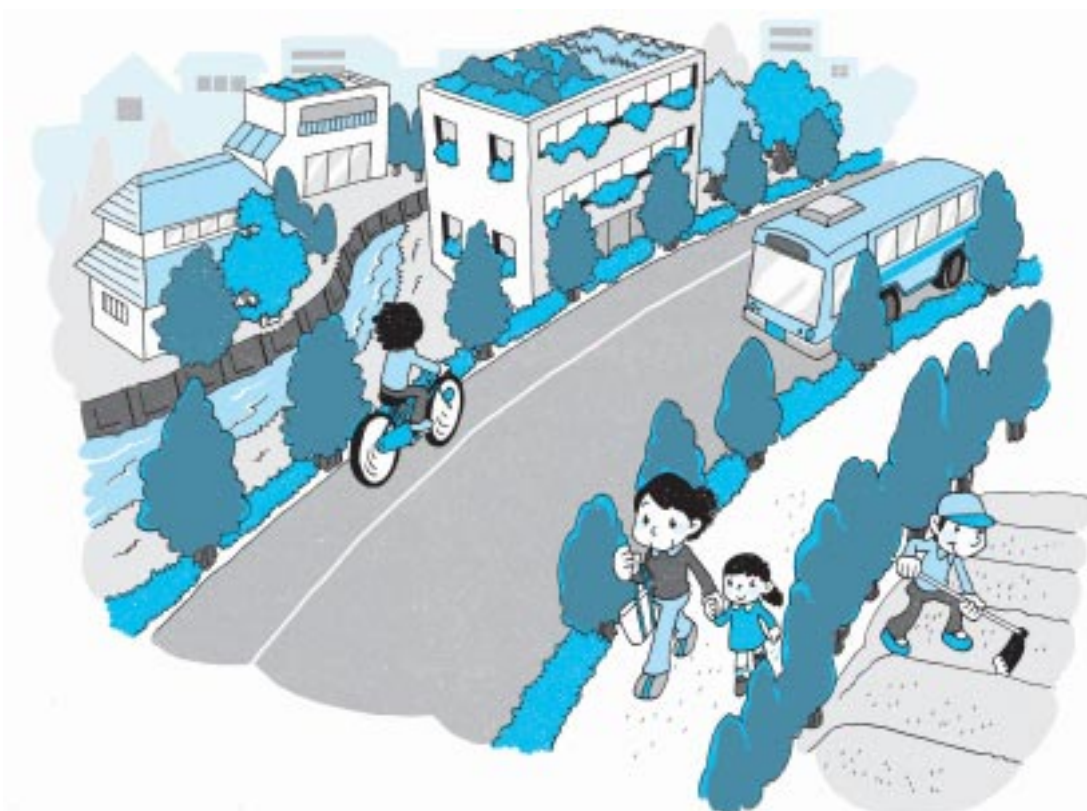
環境に配慮した暮らしの実践・創出

- 新エコライフ大作戦
- 環境学習・環境教育の推進

区民が創る良好な環境

循環型社会の形成

地球環境の保全



世田谷の魅力倍増プロジェクト

目的

若者の集う商店街や、劇場のあるまちなど、暮らしに身近なにぎわいは、世田谷区に住む人、世田谷区を訪れる人にとって大きな魅力です。人びとが集い、出会うにぎわいの核づくりを進め、世田谷区の新たな魅力を創造し、多様な人びとが活発に交流し、一段と魅力的な「世田谷」を実現します。

現況・背景

- ◆ 世田谷区には、知識人・文化人をはじめ、多様な人が住まい、商店街などのにぎわいの核、緑豊かな自然環境、充実した文化施設、洗練されたまちなみなどの高品質な地域資源が豊富に存在しています。
- ◆ にぎわいや産業はまちの活力の源であり、にぎわいの核づくりにおいても、ハード面での都市整備とソフト面での産業振興策の連携が重要となっています。
- ◆ 世田谷区における新たな産業振興の手法を通して、世田谷区の特徴である文化創造産業など地域資源を活かしてまちの魅力を発信し、人びとを集客する観光戦略が課題となっています。
- ◆ 大量の情報が流通する情報社会では、新たなアイデアやビジネスを生み出す価値ある情報が、人と人との交流の場において行き交い、高められていきます。区民、事業者、NPOなどが協働し、世田谷ブランドの向上につなげる取り組みが求められています。

取り組みの方向性

1 人びとが憩い集う核づくりの推進

駅周辺の道路や駅前広場など、区内の拠点の整備を進め、まちの機能性や利便性を向上させます。まちの景観の統一的な整備やアクセス改善などの取り組みを進め、商店街の魅力や地域の活気をさらに高め、多様な人びとが憩い集える核づくりを計画的に進めます。

2 世田谷の魅力を満載した産業の振興

世田谷区が有する豊富な観光資源を活用した魅力再発見の取り組みを展開し、また、世田谷区の特徴である映像や音楽、演劇などの文化発信力を高め、にぎわいの拠点の整備を進めるなど、産業振興や地域の活性化につなげる取り組みを、区民、事業者、NPO、行政が協働で実現し、まちの集客力を高めます。

3 区民の力を活かした世田谷ブランドの魅力向上

まちづくり、産業、文化、教育、福祉などさまざまな分野において、区民、事業者、NPO、行政それぞれが互いの経験や知識等を活かし交流することで、新たなアイデアやニュービジネスを創出し、更なる世田谷ブランドの向上を図ります。

取り組みのイメージ

安全・安心
まちづくりの
推進

世田谷の
地域文化の創造

地域と学校の
連携による地域
教育力の向上

観光の視点
による
地域産業の振興

世田谷の魅力倍増

地域が参画する
学校づくり

ニュービジネスの
創造



区民の力を活かした 世田谷ブランドの 魅力向上

地域の支えあい
活動の推進

にぎわいの
拠点づくり

区民と協力した
在宅サービス
ネットワーク
の展開

世田谷の魅力を満載した産業の振興

自然・文化を活かした観光戦略の推進

人びとが憩い集う核づくりの推進

にぎわいの核の整備

地域街づくりと協働した商店街の振興



第6章

計画の推進に向けて

自治体運営の自律の推進

新たな時代にふさわしい地域行政の推進

区民の目線に立った行政経営の確立

資源の有効活用による区民サービスの向上

計画の着実な推進のために、4つの基本的視点から、区を取り巻く現況と将来を展望した課題を整理し、課題解決に向けての区の基本的な姿勢と主要な取り組みを示しています。

1 自治体運営の自律の推進

現状と課題

(1) 平成12年（2000年）の都区制度改革により、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として、それぞれの責任を果たしつつ相互に連携して都市行政を担う、新たな都と特別区の関係がスタートしました。

この改革により、清掃事業が区に移管されるなど、区民に身近な事務事業の特別区への移管と財政自主権の強化が行われましたが、都区の役割分担の明確化とそれに伴う財源配分のあり方について、基礎的自治体としての特別区の自主性・自律性を高める観点から、解決すべき課題が残されています。

一方、「国から地方へ」への分権改革は着実な流れとなっており、全国的な市町村合併の推進や広域自治体として道州制の議論も開始されるなど、自治体の枠組みの見直しや、国から地方への税源の移行、地方交付税や補助金の見直しなど、今後の地方自治制度の抜本的な改革へとつながる改革が進められています。

世田谷区は、首都東京の大都市行政を担う自治体であるとともに、82万区民を擁する基礎的自治体として、区民自治を基調としながら、新たな時代にふさわしい自治体のありようを模索し、改革を進めていく必要があります。

問題解決の方向性

1 基礎的自治体として自主性・自律性を高めます。

(1) 都区制度改革に取り組み、自律性をさらに高めます。

- ① 世田谷区は82万区民を擁する基礎的自治体として、さらに独自性を発揮できる自治体を目指します。
- ② 東京都と特別区が分権時代にふさわしい新たな連携、協調の関係を構築できるよう、都区財政調整制度をはじめとした都区制度の改革に取り組みます。

(2) 近隣自治体との連携を強化します。

- ① 広域的な観点から生活基盤の整備や区民の利便性の向上を図るため、近隣自治体との共同・協力事業を推進します。

2 新たな時代にふさわしい地域行政の推進

現状と課題

(1) 世田谷区は、区民に最も身近な自治体として、区民自治の実をあげ、地域の人びとに密着した総合的なサービスや地域の実態に即したまちづくりを展開するため、地区（出張所）・地域（総合支所）・全区（本庁）の三層分権型の地域行政を推進し、区民に身近な保健福祉やまちづくりの相談、区民生活に密着した各種サービスの提供、区民主体のまちづくりの支援を行ってきました。

しかし、地方分権、少子・高齢社会の進展や地域におけるコミュニティの変容、IT（情報通信技術）の急速な普及など、地域を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化やそれに伴う区民ニーズの変化に対応し、世田谷区独自の地域行政をより一層機能的、効果的に発展させるために、三層各々の新たな役割を明らかにし、サービスの提供体制の充実と地区まちづくり活動の支援を強化することが求められています。

問題解決の方向性

1

新たな時代にふさわしい地域行政を推進します。

(1)安全で安心なまちづくりを身近な地域で推進します。

①区民が安全に安心して暮らしていくことができるよう、保健福祉サービスの推進や防犯・防災対策、協働によるまちづくりなどについて、これからも区民に身近な地域で取り組んでいきます。

(2)地域におけるコミュニティの活性化を図ります。

①コミュニティの活性化を進めるため、地区を中心に活動する町会・自治会やNPO、福祉、子育て、環境問題などさまざまな分野で活動している団体をさらに積極的に支援していきます。

(3)執行体制の簡素化を進めます。

①より機能的、効果的にサービスを提供できるよう、地区（出張所）・地域（総合支所）・全区（本庁）の三層の全体にわたって、さらに執行体制の簡素化、スリム化を進めます。

③ 区民の目線に立った 行政経営の確立

現状と課題

- (1) 地方分権や規制緩和の進展により、サービスの質によって自治体が比較・選択される時代となっています。一方、今後、区の財源の大幅な拡大が見込めない中で、増大する行政需要に的確に対応するためには、中長期的な視点から行政が担う役割を見定め、区民の声を聞きながら、優先すべき重要課題に重点的・集中的に取り組む必要があります。その上で施策の成果を評価し、区民満足度の向上に向け、実施手法や体制、資源の配分等を見直し改善を図るといふ、「区民の目線に立った行政経営」の確立が不可欠です。「計画」から「実施」、「評価」を経て「改善」に至る総合的な行政経営の仕組みを、区民の参画を得ながら整備し、円滑に運営する必要があります。
- (2) 区民の声を的確に把握し、区政に反映していくためには、区政に関する情報を適切に提供し、区民の関心を高め、区政への参画をさらに促進する必要があります。区ではすでに区の施策や事務事業に関する行政評価の情報を公開していますが、区政全般にわたり透明性を高めることにより、区民に対する説明責任を果たし、区政に対する信頼感をさらに高めることが求められています。
- (3) さまざまな区政課題への継続的な対応と円滑な区政運営のためには、財政基盤の強化と計画的な財政運営が不可欠です。自主財源の確保や定員適正化の計画的推進による人件費の抑制などにより、健全な財政構造を維持するとともに、コストと成果、受益と負担の視点から区の取り組みを見直し、財政構造・予算配分の改善と実施の効率化を図る必要があります。

問題解決の方向性

1

区民の目線に立った行政経営を確立します。

(1)区民の目線に立った行政経営を確立します。

- ①顧客志向・成果重視など民間経営の視点や手法を採り入れ、区民の声を的確に把握しながら、施策の優先度や目標水準の設定、実績数値や目標達成度に基づく成果の評価等を進めます。
- ②区民の満足度を着実に高めるよう、行政評価の結果を区政の改善に役立てる総合的な行政経営の仕組みを、区民の参加を得ながら確立します。

(2)区政への区民参加を促進し、区政の透明性を向上します。

- ①事業の実績やコスト、行政評価の結果や財政状況など、区政に関する情報を区民に適切に提供し、区民の意見を反映する仕組みの充実や行政評価への参加など、区民の区政参画をさらに促進するとともに、区民に対する区の説明責任を果たすことにより、区政の透明性を高めます。

(3)安定した財政基盤の確立と計画的な財政運営を進めます。

- ①自主財源の確保に取り組むとともに、コスト対成果の向上、受益と負担の均衡の視点から、区の取り組みを見直します。
- ②事業実施の効率化と施策の優先度に基づいた予算配分を行うとともに、人件費や施設維持管理経費の抑制に努め、財政基盤の安定化と計画的な財政運営を進めます。

(4)組織・職員定数の適正化を進めます。

- ①中長期的な視点から行政が担う役割を見定め、適切な規模の組織・人員体制の構築に向け、現在のペースを緩めることなく、計画的に職員定数の削減を進めるとともに、組織体制の簡素化・効率化を推進します。
- ②職員の意識を改革し、能力をさらに高められるよう、人事制度の改革を進め、公務員としての自覚と責任を持って、自ら考え行動する職員を育成することにより、少数精鋭で問題を解決できる柔軟で機動的な執行体制を整備します。

4 資源の有効活用による 区民サービスの向上

現状と課題

- (1) 介護保険の導入を大きなきっかけとして、公共的なサービスを民間事業者が担う場面が増え、また、区民の支えあい活動やNPOの取り組みが大きな役割を果たすなど、これまで行政が中心的役割を担ってきた公共的サービスの提供と利用は大きく様変わりしました。利用時間の拡大や豊富なメニュー、身近な利用などに対する区民要望は高く、今後のサービス需要の増加を踏まえ、区民、事業者等の民間活力を効果的に活用した多元的なサービス提供体制を整備する必要があります。また、情報提供、アクセス確保、質の保証等の仕組みを整備し、区民が質の高いサービスを安心して利用できる環境の整備が求められています。
- (2) さまざまな情報やサービスがインターネット経由で簡単に利用できるなど、近年のIT（情報通信技術）の発達と社会への普及は、情報やサービスの利用に関する区民の意識を大きく変えています。こうした状況を踏まえ、サービスの向上や事務の効率化に向け、IT社会に対応した電子自治体の構築が必要です。また、個人情報の保護などセキュリティの確保や、パソコンや情報ネットワークを利用しにくい区民への対応が求められます。
- (3) 区民に最も身近な基礎的自治体として、区政を取り巻くさまざまな課題に的確に対応するため、区の資源を最大限有効に活用することが求められます。外郭団体の専門性や柔軟性を活かすため団体の経営や区の関与の仕方を改善するとともに、区の資産である公共施設や用地等についてもさらなる有効活用を図る必要があります。

問題解決の方向性

1

既存の社会資源を最大限有効に活用し、区民が質の高いサービスを安心して利用できる環境を整備します。

(1)民間活力を積極的に活用します。

- ①今後のサービス需要の増大と多様化を踏まえ、「民間でできることは民間に」という考え方を基本として、区民、事業者等の民間活力を効果的に活用し、区民サービスの向上を図ります。
- ②サービスや事業者に関する情報の提供、相談・申請窓口へのアクセスの確保、サービスの質の保証や苦情への対応などの仕組みを整備します。

(2)外郭団体の改善と活用を進めます。

- ①民間サービスの充実等の社会環境変化を踏まえ、外郭団体の有効性を高めるため、役割・実績に基づき団体や事業の統廃合を進めます。
- ②民間との競争の視点を取り入れ、外郭団体の専門性や柔軟性をさらに伸ばしながら、サービスの向上と経営の効率化に向け、計画的に改善を進め、効果的に活用します。

(3)区有財産を有効に活用します。

- ①区の有する施設・用地について、さらなる有効活用を図るため、公共施設整備方針に基づき、施設の統廃合や多面的利用など、区民ニーズの実情に合わせた柔軟で効率的な利用を図ります。
- ②施設の民営化や計画的修繕の実施等により、管理・運営コストの縮小に努めます。

(4)電子政府の取り組みを推進します。

- ①区民への情報提供や申請・相談等のサービスの向上、また、契約や文書管理等の事務の効率化を図るため、区ホームページの充実、問合せ・相談サービスの電子化、電子申請・電子入札の導入など、電子政府の取り組みを進めます
- ②個人情報の保護などセキュリティの確保や、パソコンや情報ネットワークを利用しにくい区民への対応を進めます。

資料編

基本計画策定の経過

世田谷区基本計画策定の経過

世田谷区基本計画審議会委員名簿

区民参加の概要

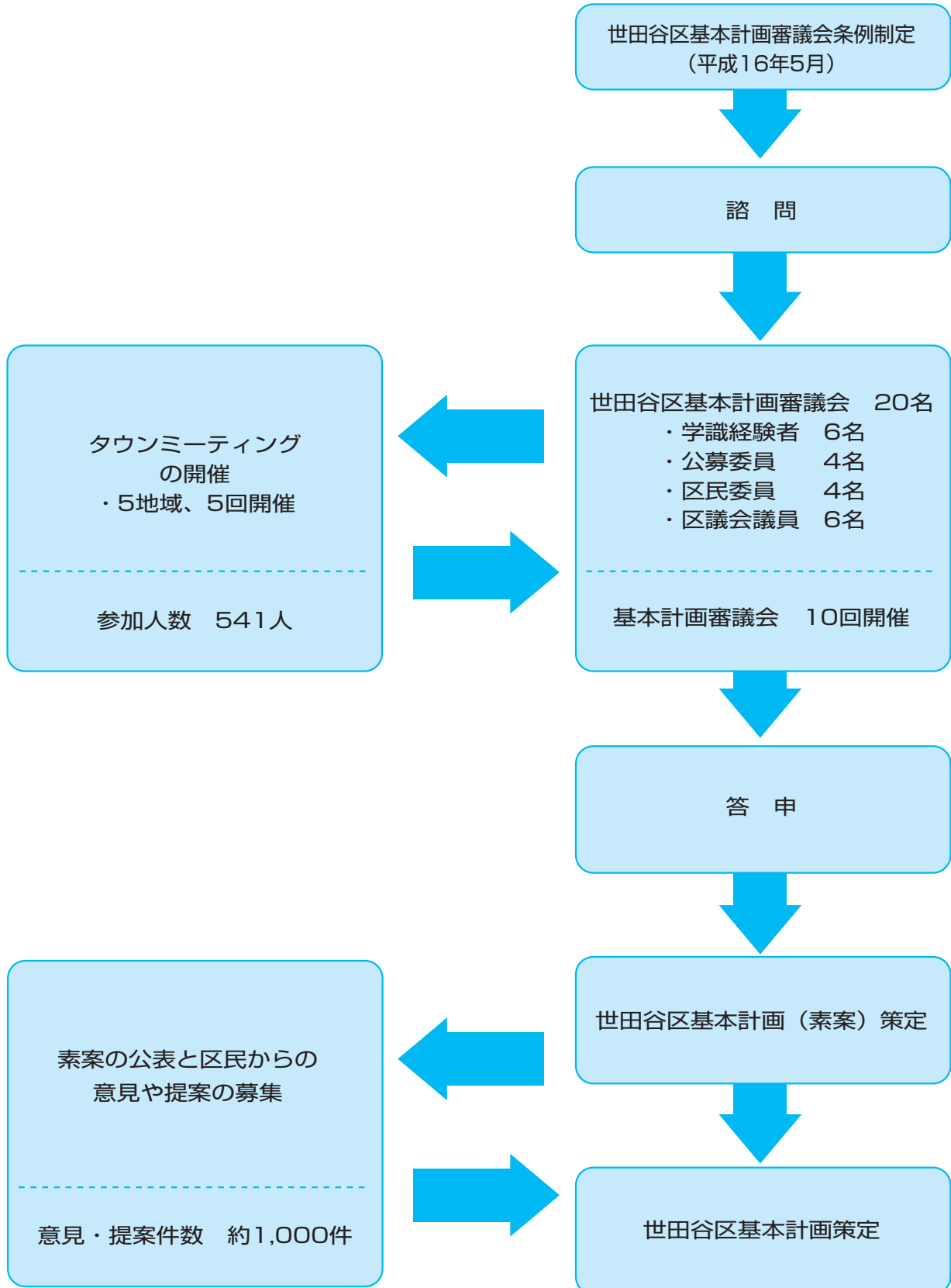
タウンミーティング

基本計画策定に伴う区民参加

用語解説

基本計画策定の経過

1 世田谷区基本計画策定の経過



年度	開催日	基本計画審議会・区民参加等	庁内
平成15年度	9月16日	第1回 基本計画審議会 1 諮問 2 新たな基本計画の検討資料について 3 人口推計（中間報告）について	6月 庁内検討組織 （基本計画策定委員会）設置
	10月14日	第2回 基本計画審議会 1 基本計画策定スケジュールについて 2 新たな基本計画の検討資料について 3 基本計画の策定イメージについて 4 討議① 「行政経営の視点からのテーマ」について（1） 5 討議② 「保健・福祉」のテーマについて（1）	
	10月27日	第3回 基本計画審議会 1 基本計画策定スケジュールについて 2 戦略的な計画について 3 討議① 「環境・循環型社会」のテーマについて 4 討議② 「教育」のテーマについて	
	10月30日	タウンミーティング（砧）	
	11月4日	第4回 基本計画審議会 1 討議① 「街づくり」のテーマについて 2 討議② 横断的テーマ（1）「まちづくり（安全・安心等）」のテーマについて	
	11月11日	第5回 基本計画審議会 1 討議① 「産業」のテーマについて 2 討議② 横断的テーマ（2）「（仮）人づくり」のテーマについて 3 討議③ 「行政経営の視点からのテーマ」について（2） 4 討議④ 「行政経営の視点からのテーマ」について（3） 5 討議⑤ 論点整理（1）	
	11月18日	タウンミーティング（玉川）	
	12月8日	タウンミーティング（北沢）	
	12月9日	タウンミーティング（世田谷）	
	12月10日	タウンミーティング（烏山）	

年度	開催日	基本計画審議会・区民参加等	庁内
平成15年度	12月18日	第6回 基本計画審議会 1 討議① 「保健・福祉」のテーマについて（2） 2 討議② 「行政経営の視点からのテーマ」について（4） 3 討議③ 「基本計画大綱構成イメージ」について 4 討議④ 「新しい基本計画における将来像と論点」について	
	1月16日	第7回 基本計画審議会 1 討議① 論点整理（2） 2 討議② 「基本計画審議会答申・構成案（たたき台）」について 3 討議③ 「行政経営の視点からのテーマ」について（5）	
	1月29日	第8回 基本計画審議会 1 討議① 都市構想図について 2 討議② 「基本計画審議会答申・構成案（たたき台・修正版）」について	
	3月20日	第9回 基本計画審議会 1 討議① 「基本計画審議会答申（案）」について	
	3月26日	第10回 基本計画審議会 1 討議① 「基本計画審議会答申（最終案）」について 2 答 申	

年度	開催日	区民参加等	庁内
平成16年度	9月	世田谷区基本計画（素案）公表 区民意見募集	
	10月23日	基本計画シンポジウム開催	
	2月	世田谷区基本計画（案）公表	

2 世田谷区基本計画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略/H16.3)

飯田 恭次	世田谷区町会総連合会副会長
五十畑 孝司	世田谷区議会議員
市川 一宏	ルーテル学院大学学長
大家 亮子	公募委員
小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
篠田 孝司	世田谷区農業青壮年連絡協議会会長
新川 勝二	世田谷区議会議員
新谷 珠恵	世田谷区立小学校PTA連合協議会会長
辰川 弘敬	世田谷区政策評価委員会委員長・中央大学常任理事
○ 田畑 日出男	東京商工会議所世田谷支部副会長
千代浦 淳子	公募委員
中里 光夫	世田谷区議会議員
中原 秀樹	武蔵工業大学環境情報学部教授
西崎 光子	世田谷区議会議員
◎ 橋本 久義	政策研究大学院大学教授
日端 康雄	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
前田 彰子	公募委員
三留 恵子	公募委員
諸星 養一	世田谷区議会議員
山口 拓	世田谷区議会議員

◎：会長 ○：会長職務代理者

区民参加の概要

1 タウンミーティング

- ・タウンミーティングの開催
区内5地域各1回開催
- 参加人数
世田谷地域：92名
北沢地域：93名
玉川地域：127名
砧地域：88名
烏山地域：141名

- ・基本計画審議会報告
- ・基本計画審議会答申への反映

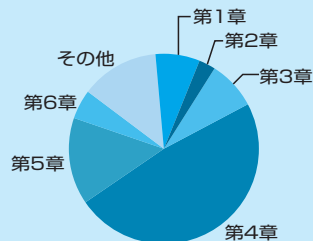
2 基本計画策定に伴う区民参加

- ・区ホームページに素案掲載
- ・区のお知らせ「基本計画特集号」発行
- ・シンポジウムの開催
- ・区政モニターアンケート

- ・インターネット、ハガキ、電話、FAX等
- ・特集号添付の返信ハガキ
- ・シンポジウム質問票及びアンケート
- ・区政モニターアンケート

- ・区民からの意見・提案状況
合計：提案者：426名（約1,000件）
内訳：提案ハガキ：196名
シンポジウム質問票・アンケート：98名
手紙・FAX・電話等：29名
区政モニター：103名

意見・提案内訳



基本計画への反映

用語解説

—あ 行—

移送システム……P.43

移動困難な高齢者・障害者などに対して、自宅から目的地まで外出する際、ボランティアやNPO法人、民間タクシー事業者など多様なサービス提供主体によって移動手段を確保する仕組み。

映像・コンテンツ産業……P.49

映像やゲーム、アニメ、映画、音楽など各種コンテンツ（情報の内容）の制作、流通にかかわる産業のこと。

エイトライナー……P.43

南北交通の整備、羽田空港への直結等を目指して環状八号線を主な導入空間とする新たな公共交通システムとして建設を構想している。環状八号線沿線6区で促進協議会を設置している。

エコライフ……P.60

省エネやごみ減量など、環境にやさしく無駄の少ないくらしのこと。「エコ」にはエコロジー（環境）とエコノミー（経済・節約）という2つの意味が込められている。

NPO……P.17

Non-Profit-Organization（非営利団体）の略。

一般には、「民間の」「営利を目的としない」「社会に貢献する活動を行う」団体を指す。単なるボランティアの集まりではなく、社会貢献の目的を掲げ、組織的に活動することが特徴。90年代以降、特に阪神・淡路大震災の際の活動を契機に、行政サービスの様々な限界を超えて公的サービスを提供できる存在としての社会的評価が高まり、NPOの呼称が一般的になった。

—か 行—

外かく環状道路（東京外かく環状道路）……P.43

都心から15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの

道路。この道路は、首都圏の道路ネットワークを構成する道路で、放射方向の幹線道路を相互に連絡して都心方向に集中する交通を分散導入するとともに、都心を通過するだけの交通をバイパスさせる役割を担う。

幹線道路……P.23

国道や都道の一部など、都市の骨格を形成する道路。（例：環七通り、環八通り、玉川通り等）

狭あい道路……P.22

道幅が4m未満の道で、一般交通の用途に供されているもの。区内の道路の約40%が狭あい道路となっている。

キャリア・デザイン……P.79

自分の個性や能力を発揮できるように、自分の仕事や経歴を自分で設計すること。将来自分がやりたいことに向けて、必要な能力や知識を身に付け、それを生涯にわたる自分の人生にどう活かすかを考える（設計すること）を意味する。

区民満足度……P.97

個々のサービスや区政全般に対する区民の満足度。多様化する区民ニーズに的確に対応するためには、既存の社会資源を有効に活用する必要があり、そのための目標として、区民を顧客ととらえ、その満足度を総合的に高めることが注目されている。

グループホーム……P.46

自宅での生活が困難となった高齢者や障害者などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。

建築物耐震基準……P.22

昭和53年に発生した宮城県沖地震を機に、建築物の構造強度に関する見直しが行われ、昭和56年6月に、①震度5程度で損傷しないこと、②震度6～7で倒壊しないこと等を基準とした、いわゆる「新耐震基準」を盛り込

んだ改正建築基準法・施行令が施行された。

交通不便地域……P.23

世田谷区では直線距離で鉄道駅から500m、バス停からも200m以上離れている地域と考えている。区全体の約2割の面積を占めている。

国分寺崖線……P.21

太古の昔（約6万～3万年前）に、多摩川が武蔵野台地を浸食することにより誕生した、延長約30kmにもおよぶ連続する崖の連なりである。このうち、区内の野川・丸子川沿いの崖線は延長約8kmである。

子ども家庭支援センター……P.70

各保健福祉センターの子ども家庭支援の相談・情報提供等の窓口をいう。地域の子どもの家庭支援システムの中核に位置づけられており、関係機関とのネットワークの構築や一時保育などの在宅サービスの提供を行っている。

また、区では平成17年度に、児童虐待の予防と虐待発見時の迅速な対応を図るとともに、子育てに関する総合支援を行うため、(仮称)基幹型子ども家庭支援センターを設置する。

コミュニティビジネス……P.53

地域住民が主体となり、地域の資源（人材、原材料、技術力、ノウハウ等）を活用しながら、継続的に事業を行うビジネスの手法で地域の課題を解決し、その活動の利益を地域に還元する事業の総称。

—さ行—

支援費制度……P.44

障害者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結びサービスを利用する制度。平成15年4月に国の新障害者基本計画の策定に伴い行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度へ転換された。

主要生活道路……P.23

幹線道路や地区幹線道路に囲まれた区域内の交通を担

う道路（地区内集散道路）として、また、日常生活のための道路として世田谷区が独自で位置づけた道路。

食育……P.86

望ましい食生活のためには、食べ物を上手に選んで組み合わせる大切さを知り、体にとって何が好ましいのかを自分の判断で選んでいくことが大切である。このような自立した食生活を身に付けることで、自分の健康を自分で守ることができるようにする学習活動をいう。

新エネルギー……P.60

日本はエネルギー源の大部分を、石油をはじめとする化石燃料に依存しているが、埋蔵量に限りがあり、地球温暖化をもたらす化石燃料に代わる新たなエネルギー源の確保が求められている。こうした新エネルギーの代表的なものとして、太陽光・太陽熱、風力などの自然エネルギーや、廃棄物の焼却による熱利用や発電などが挙げられる。

世田谷ものづくり学校……P.53

平成16年3月に統合された旧池尻中学校を活用し、平成16年10月に開校した。「学び・雇用・産業」の再生といった視点から、民間の活力を生かした新しい手法により、世田谷らしい新たな産業と観光の拠点づくり、創業に関する技術的支援や場の提供、ものづくり体験と交流の場の提供などに取り組み、新たなコミュニティづくりや地域の活性化をめざしている。

—た行—

耐火率……P.22

区域内の建築面積に対する耐火建築物の建築面積の割合。避難路等の安全性を検討する指標として使われる。

第三者評価……P.46

①事業者の提供する保健福祉サービスの質を、当事者以外の第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

②サービスの質や区政の内容について、提供者でも、

利用者でもない、第三の立場から評価すること。

団塊の世代……P.19

第1次ベビーブームの昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）に生まれた人口の多い年齢層のこと。

地域運営学校……P.66

「学校運営委員会（法律でいう学校運営協議会）」（保護者代表・地域住民代表・学識経験者などの委員で構成される）が、学校運営の基本方針や人事等に関する意見を述べるなど、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する公立学校。

地域教育基盤……P.66

複数の小・中学校が連携した区域（中学校区を標準単位とする）において、学校・家庭・地域が協働してそれぞれの教育力を高めていくための支援体制の仕組み。

地域自治組織……P.30

地方自治法に基づき、住民自治の強化等を図るため、区市町村の一定の区域を単位とする「地域自治区」を区市町村の判断により設置することができる。

地域自治組織は、その区域の住民で構成される「地域協議会」のことである。「地域協議会」は、地域の意見を取りまとめ、行政に反映させていくなどの役割を担うが、区市町村の長は、「地域自治区」の区域に係る重要事項について、あらかじめ「地域協議会」の意見を聴かなければならない。

地域風景資産……P.57

身近にある魅力的な風景の中で、地域に住む人々が大切にしておきたいと思う風景のこと。風景づくり条例に基づき住民参加の下、選定している。

道州制……P.30

第27次地方制度調査会で検討されている、現行の都道府県に代わる広域自治体として道または州で構成される制度。

都区財政調整制度……P.29

特別区の行政水準を均衡のとれたものとし、大都市行政の一体性及び統一性を確保するとともに、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を図る目的で、都と特別区及び特別区相互間の財源配分を行い、各区間の財源を調整する制度のこと。

※特別区の区域では、本来市が行う事務（消防、上下水道など）を都が行っており、本来は市町村税とされている固定資産税、法人区民税及び特別土地保有税の3税を、都税として徴収している。これらを調整財源として、その一定割合を各区へ配分するが、配分にあたっては、各区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足の生じた区に対して不足額が交付金として交付される。

特別支援教育……P.67

従来の心身障害教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

都市計画道路……P.23

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法第11条第1項第1号に基づき定められる道路。

— な 行 —

認知症高齢者……P.61

行政用語としての「痴呆」に変わる新たな用語を「認知症」という。

* 「痴呆」に対する誤解や偏見の解消を図る一貫として、国の検討会において「痴呆」に変わる用語の検討が進められ、平成16年12月、「認知症」が最も適切であるとの結論に至った。これを受けて、国、都及び区において、見直しが行われた。

—は 行—

ハザードマップ……P.40

災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。

バリアフリー……P.41

人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人びとの意識、社会などから取り除かれた状態。

フリーター……P.51

フリーアルバイトの略。1980年代後半、アルバイト情報誌による造語として誕生。当初は、学校を卒業した後も、自分の生活を楽しむために自ら進んで定職に就かず、アルバイト生活を送る人を指していた。その後、長期的に経済が低迷し雇用環境が悪化した結果、定職に就く意志はあるが、就職できずにやむなくアルバイト生活を送る人も含む言葉として使われるようになってきた。

補助幹線道路（地区幹線道路）……P.23

幹線道路で囲まれた区域内において、その区域内で集中する交通を適正に処理し、住宅街に通過交通を誘導せず、良好な都市環境を実現するために配置された道路。（例：世田谷通り、駒沢通り、淡島通り等）

—ま 行—

密集市街地……P.39

区域内に老朽化した木造建築物が密集しており、かつ道路や公園が不足していることなどによって防災機能が確保されていない市街地をいう。

ミニ開発……P.22

ある程度の大きさの敷地を細分化し、狭小な宅地に建売住宅を数棟建ち並べるような宅地開発を言う。居住環境の悪化や防災上の問題を生じている。

—や 行—

ユニバーサルデザイン……P.32

年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、どんな人でも使えるように建物や環境、製品をデザインすること。

—ら 行—

ライフステージ……P.45

人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた、それぞれの段階。

ライフ・デザイン……P.79

生活設計、人生設計。自分自身の生き方について、個々人が主体性と創造性をもって生涯の生活設計を描き、積極的に実現させていくこと。

世田谷区基本計画

いつまでも住み続けたい
「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」

編集・発行

世田谷区政策経営部政策企画課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

TEL03-5432-1111 FAX03-5432-3047

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>

発行日

平成17年3月



No.167

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

印刷登録番号 16政第4号

世田谷
2005

いつまでも住み続けたい
『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』